

平成31年度会計別予算の状況

(単位：千円，%)

会 計	平成31年度予算	平成30年度予算	増 減 額	増 減 率
一 般 会 計	91,810,000	92,540,000	▲ 730,000	▲ 0.8
特 別 会 計	46,660,097	45,046,515	1,613,582	3.6
国民健康保険事業特別会計	21,222,116	21,261,377	▲ 39,261	▲ 0.2
用 地 特 別 会 計	1,034,042	45,609	988,433	著増
下 水 道 事 業 特 別 会 計	3,466,943	3,640,276	▲ 173,333	▲ 4.8
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	15,658,808	14,922,077	736,731	4.9
後期高齢者医療特別会計	5,278,188	5,177,176	101,012	2.0
合 計	138,470,097	137,586,515	883,582	0.6

平成31年度一般会計歳入歳出予算

歳入

款	項	31年度 A	30年度 B	増減額 A-B
5 市 税		千円 46,777,764	千円 45,208,120	千円 1,569,644
	5 市民税	25,289,384	23,888,078	1,401,306
	10 固定資産税	16,992,603	16,818,185	174,418
	15 軽自動車税	126,539	121,564	4,975
	20 市たばこ税	1,127,925	1,161,799	▲ 33,874
	28 入湯税	1	1	0
	30 都市計画税	3,241,312	3,218,493	22,819
10 地方譲与税		337,653	344,753	▲ 7,100
	7 地方揮発油譲与税	95,000	92,000	3,000
	10 自動車重量譲与税	233,000	252,000	▲ 19,000
	20 航空機燃料譲与税	753	753	0
	25 森林環境譲与税	8,900	0	8,900
15 利子割交付金		100,000	82,000	18,000
	5 利子割交付金	100,000	82,000	18,000
16 配当割交付金		346,000	346,000	0
	5 配当割交付金	346,000	346,000	0
17 株式等譲渡所得割交付金		320,000	300,000	20,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	320,000	300,000	20,000
18 地方消費税交付金		4,310,000	3,963,000	347,000
	5 地方消費税交付金	4,310,000	3,963,000	347,000
20 ゴルフ場利用税交付金		9,400	8,200	1,200
	5 ゴルフ場利用税交付金	9,400	8,200	1,200
30 自動車取得税交付金		108,000	192,000	▲ 84,000
	5 自動車取得税交付金	108,000	192,000	▲ 84,000
31 環境性能割交付金		39,000	0	39,000
	5 環境性能割交付金	39,000	0	39,000
33 地方特例交付金		249,000	189,000	60,000
	5 地方特例交付金	249,000	189,000	60,000
35 地方交付税		60,000	62,000	▲ 2,000
	5 地方交付税	60,000	62,000	▲ 2,000
40 交通安全対策特別交付金		24,000	27,000	▲ 3,000
	5 交通安全対策特別交付金	24,000	27,000	▲ 3,000

款	項	3 1 年 度 A	3 0 年 度 B	増 減 額 A-B
45 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 2,443,310	千円 2,403,192	千円 40,118
	10 負 担 金	2,443,310	2,403,192	40,118
50 使 用 料 及 び 手 数 料		2,498,635	2,444,584	54,051
	5 使 用 料	1,781,221	1,762,970	18,251
	10 手 数 料	717,414	681,614	35,800
55 国 庫 支 出 金		14,160,283	14,765,079	▲ 604,796
	5 国 庫 負 担 金	11,727,776	11,274,725	453,051
	10 国 庫 補 助 金	2,366,820	3,420,428	▲ 1,053,608
	15 委 託 金	65,687	69,926	▲ 4,239
60 都 支 出 金		12,768,005	12,355,491	412,514
	5 都 負 担 金	4,254,723	4,020,208	234,515
	10 都 補 助 金	7,211,359	7,380,823	▲ 169,464
	15 委 託 金	1,301,923	954,460	347,463
65 財 産 収 入		115,390	141,223	▲ 25,833
	5 財 産 運 用 収 入	15,387	19,221	▲ 3,834
	10 財 産 売 払 収 入	100,003	122,002	▲ 21,999
70 寄 附 金		2	2	0
	5 寄 附 金	2	2	0
75 繰 入 金		2,436,917	2,971,209	▲ 534,292
	5 特 別 会 計 繰 入 金	5	5	0
	10 基 金 繰 入 金	2,436,912	2,971,204	▲ 534,292
80 繰 越 金		500,000	500,000	0
	5 繰 越 金	500,000	500,000	0
85 諸 収 入		576,641	707,147	▲ 130,506
	5 延 滞 金, 加 算 金 及 び 過 料	44,001	44,001	0
	10 市 預 金 利 子	126	126	0
	20 貸 付 金 元 利 収 入	29,120	29,959	▲ 839
	25 受 託 事 業 収 入	456	420	36
	30 収 益 事 業 収 入	2	2	0
	35 雑 入	502,936	632,639	▲ 129,703
90 市 債		3,630,000	5,530,000	▲ 1,900,000
	5 市 債	3,630,000	5,530,000	▲ 1,900,000
歳 入 合 計		91,810,000	92,540,000	▲ 730,000

平成31年度一般会計歳入歳出予算

歳 出

款	項	3 1 年 度	3 0 年 度	増 減 額
		A	B	A-B
5 議 会 費		千円 510,812	千円 495,058	千円 15,754
	5 議 会 費	510,812	495,058	15,754
10 総 務 費		11,834,777	9,317,068	2,517,709
	5 総 務 管 理 費	7,912,420	5,563,475	2,348,945
	10 徴 税 費	912,289	841,365	70,924
	15 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	530,701	512,790	17,911
	20 選 挙 費	245,536	142,088	103,448
	25 統 計 調 査 費	35,264	29,465	5,799
	30 監 査 委 員 費	47,117	60,363	▲ 13,246
	35 生 活 文 化 費	2,151,450	2,167,522	▲ 16,072
15 民 生 費		47,005,397	46,004,180	1,001,217
	5 社 会 福 祉 費	19,015,765	18,802,697	213,068
	10 児 童 福 祉 費	21,297,780	20,413,242	884,538
	15 生 活 保 護 費	6,640,408	6,737,960	▲ 97,552
	20 国 民 年 金 費	51,444	50,281	1,163
20 衛 生 費		5,534,279	6,718,240	▲ 1,183,961
	5 保 健 衛 生 費	2,390,856	2,422,253	▲ 31,397
	10 清 掃 費	3,143,423	4,295,987	▲ 1,152,564
25 労 働 費		53,178	46,791	6,387
	5 労 働 諸 費	53,178	46,791	6,387
30 農 業 費		115,686	137,136	▲ 21,450
	5 農 業 費	115,686	137,136	▲ 21,450
35 商 工 費		455,965	359,434	96,531
	5 商 工 費	455,965	359,434	96,531
40 土 木 費		10,617,325	13,134,827	▲ 2,517,502
	5 土 木 管 理 費	873,101	901,559	▲ 28,458
	10 道 路 橋 り ょ う 費	2,238,871	2,449,462	▲ 210,591
	15 都 市 計 画 費	7,250,444	9,349,072	▲ 2,098,628
	20 住 宅 費	254,909	434,734	▲ 179,825

款	項	3 1 年 度	3 0 年 度	増 減 額
		A	B	A-B
45 消 防 費		千円 2,835,067	千円 2,909,178	千円 ▲ 74,111
	5 消 防 費	2,835,067	2,909,178	▲ 74,111
50 教 育 費		9,319,506	9,723,322	▲ 403,816
	5 教 育 總 務 費	1,738,981	1,447,709	291,272
	10 小 学 校 費	3,215,753	3,363,141	▲ 147,388
	15 中 学 校 費	1,286,019	1,615,823	▲ 329,804
	20 幼 稚 園 費	711,222	706,593	4,629
	25 社 会 教 育 費	1,751,815	1,974,423	▲ 222,608
	30 保 健 体 育 費	615,716	615,633	83
60 公 債 費		3,427,845	3,594,603	▲ 166,758
	5 公 債 費	3,427,845	3,594,603	▲ 166,758
65 諸 支 出 金		163	163	0
	5 美 術 作 品 等 取 得 基 金 費	163	163	0
90 予 備 費		100,000	100,000	0
	5 予 備 費	100,000	100,000	0
歳 出 合 計		91,810,000	92,540,000	▲ 730,000

平成31年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	3 1 年 度 A	3 0 年 度 B	増 減 額 A-B
5 国民健康保険税		千円 4,331,396	千円 4,375,141	千円 ▲ 43,745
	5 国民健康保険税	4,331,396	4,375,141	▲ 43,745
10 使用料及び手数料		4	4	0
	5 手 数 料	4	4	0
15 国 庫 支 出 金		1	1	0
	10 国 庫 補 助 金	1	1	0
25 都 支 出 金		13,533,988	13,562,518	▲ 28,530
	5 都 補 助 金	13,533,988	13,562,518	▲ 28,530
35 財 産 収 入		1	1	0
	5 財 産 運 用 収 入	1	1	0
40 繰 入 金		3,316,787	3,282,724	34,063
	5 一 般 会 計 繰 入 金	3,316,787	3,282,724	34,063
45 繰 越 金		1	1	0
	5 繰 越 金	1	1	0
50 諸 収 入		39,938	40,987	▲ 1,049
	5 延滞金,加算金及び過料	15,153	15,103	50
	10 市 預 金 利 子	1	100	▲ 99
	12 受 託 事 業 収 入	1	1	0
	15 雑 入	24,783	25,783	▲ 1,000
歳 入 合 計		21,222,116	21,261,377	▲ 39,261

歳 出

款	項	3 1 年 度 A	3 0 年 度 B	増 減 額 A-B
5 総 務 費		千円 365,408	千円 389,779	千円 ▲ 24,371
	5 総 務 管 理 費	302,076	326,900	▲ 24,824
	10 徴 税 費	63,332	62,879	453
10 保 険 給 付 費		13,632,231	13,614,358	17,873
	5 療 養 諸 費	11,788,241	11,804,484	▲ 16,243
	10 高 額 療 養 費	1,699,338	1,663,181	36,157
	13 移 送 費	160	160	0
	18 出 産 育 児 諸 費	105,042	111,043	▲ 6,001
	25 葬 祭 費	15,000	15,000	0
	29 結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 金	24,450	20,490	3,960
19 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		6,885,966	6,915,850	▲ 29,884
	5 医 療 給 付 費 分	4,730,205	4,743,236	▲ 13,031
	10 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,545,423	1,551,622	▲ 6,199
	15 介 護 納 付 金 分	610,338	620,992	▲ 10,654
25 保 健 事 業 費		314,374	315,253	▲ 879
	3 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	279,539	275,000	4,539
	5 保 健 事 業 費	34,835	40,253	▲ 5,418
35 公 債 費		83	83	0
	5 公 債 費	83	83	0
40 諸 支 出 金		19,054	21,054	▲ 2,000
	5 償 還 金 及 び 還 付 金	19,053	21,053	▲ 2,000
	10 繰 出 金	1	1	0
90 予 備 費		5,000	5,000	0
	5 予 備 費	5,000	5,000	0
歳 出 合 計		21,222,116	21,261,377	▲ 39,261

平成31年度用地特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	3 1 年 度	3 0 年 度	増 減 額
		A	B	A-B
5 財 産 収 入		千円 1,015,943	千円 29,580	千円 986,363
	5 財 産 運 用 収 入	3,473	3,283	190
	10 財 産 売 払 収 入	1,012,470	26,297	986,173
10 繰 入 金		18,098	16,028	2,070
	5 一 般 会 計 繰 入 金	18,098	16,028	2,070
15 繰 越 金		1	1	0
	5 繰 越 金	1	1	0
歳 入 合 計		1,034,042	45,609	988,433

歳 出

款	項	3 1 年 度	3 0 年 度	増 減 額
		A	B	A-B
5 用 地 費		千円 1,030,568	千円 42,325	千円 988,243
	5 用 地 買 収 費	1,030,568	42,325	988,243
10 繰 出 金		3,474	3,284	190
	5 一 般 会 計 繰 出 金	1	1	0
	10 基 金 繰 出 金	3,473	3,283	190
歳 出 合 計		1,034,042	45,609	988,433

平成31年度下水道事業特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	3 1 年 度 A	3 0 年 度 B	増 減 額 A-B
5 分担金及び負担金		千円 4,130	千円 4,003	千円 127
	5 負 担 金	4,130	4,003	127
10 使用料及び手数料		2,032,314	1,987,020	45,294
	5 使 用 料	2,031,808	1,986,499	45,309
	10 手 数 料	506	521	▲ 15
15 国庫支出金		15,000	106,000	▲ 91,000
	5 国 庫 補 助 金	15,000	106,000	▲ 91,000
20 都 支 出 金		750	5,300	▲ 4,550
	5 都 補 助 金	750	5,300	▲ 4,550
25 財 産 収 入		353	140	213
	5 財 産 売 払 収 入	353	140	213
30 繰 入 金		936,386	771,004	165,382
	5 一 般 会 計 繰 入 金	936,386	771,004	165,382
35 繰 越 金		10,000	10,000	0
	5 繰 越 金	10,000	10,000	0
40 諸 収 入		310	409	▲ 99
	5 延滞金,加算金及び過料	1	1	0
	10 市 預 金 利 子	1	1	0
	15 雑 入	308	407	▲ 99
90 市 債		467,700	756,400	▲ 288,700
	5 市 債	467,700	756,400	▲ 288,700
歳 入 合 計		3,466,943	3,640,276	▲ 173,333

歳 出

款	項	3 1 年 度 A	3 0 年 度 B	増 減 額 A-B
5 総 務 費		千円 541,577	千円 501,175	千円 40,402
	5 総 務 管 理 費	541,577	501,175	40,402
10 事 業 費		2,562,501	2,801,197	▲ 238,696
	5 管 渠 整 備 費	2,562,501	2,801,197	▲ 238,696
15 公 債 費		352,864	327,903	24,961
	5 公 債 費	352,864	327,903	24,961
20 諸 支 出 金		1	1	0
	10 繰 出 金	1	1	0
90 予 備 費		10,000	10,000	0
	5 予 備 費	10,000	10,000	0
歳 出 合 計		3,466,943	3,640,276	▲ 173,333

平成31年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	3 1 年 度 A	3 0 年 度 B	増 減 額 A-B
5 保 険 料		千円 3,552,170	千円 3,341,002	千円 211,168
	5 介 護 保 険 料	3,552,170	3,341,002	211,168
15 国 庫 支 出 金		3,459,928	3,261,003	198,925
	5 国 庫 負 担 金	2,519,587	2,404,310	115,277
	10 国 庫 補 助 金	940,341	856,693	83,648
20 支 払 基 金 交 付 金		3,988,899	3,824,549	164,350
	5 支 払 基 金 交 付 金	3,988,899	3,824,549	164,350
25 都 支 出 金		2,238,249	2,152,442	85,807
	5 都 負 担 金	2,095,413	2,015,691	79,722
	7 都 補 助 金	142,836	136,751	6,085
30 財 産 収 入		604	1,154	▲ 550
	5 財 産 運 用 収 入	604	1,154	▲ 550
35 繰 入 金		2,418,888	2,340,348	78,540
	5 一 般 会 計 繰 入 金	2,418,888	2,271,305	147,583
	10 基 金 繰 入 金	0	69,043	▲ 69,043
40 繰 越 金		1	1	0
	5 繰 越 金	1	1	0
45 諸 収 入		69	1,578	▲ 1,509
	5 延 滞 金, 加 算 金 及 び 過 料	3	3	0
	10 市 預 金 利 子	1	1	0
	15 雑 入	65	1,574	▲ 1,509
歳 入 合 計		15,658,808	14,922,077	736,731

歳 出

款	項	3 1 年 度 A	3 0 年 度 B	増 減 額 A-B
5 総 務 費		千円 403,330	千円 404,854	千円 ▲ 1,524
	5 総 務 管 理 費	255,768	255,598	170
	10 徴 収 費	13,023	11,833	1,190
	15 介 護 認 定 審 査 会 費	77,994	80,919	▲ 2,925
	20 認 定 調 査 費	56,545	56,504	41
10 保 険 給 付 費		14,200,000	13,600,000	600,000
	5 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	12,854,653	12,194,895	659,758
	10 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	490,983	552,509	▲ 61,526
	15 そ の 他 諸 費	16,123	16,887	▲ 764
	20 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	400,850	400,850	0
	23 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	86,200	66,200	20,000
	30 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	351,191	368,659	▲ 17,468
12 地 域 支 援 事 業 費		943,162	910,016	33,146
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	565,177	558,020	7,157
	7 一 般 介 護 予 防 事 業 費	7,079	7,186	▲ 107
	10 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	369,466	343,517	25,949
	15 そ の 他 諸 費	1,440	1,293	147
25 基 金 積 立 金		106,262	1,153	105,109
	5 基 金 積 立 金	106,262	1,153	105,109
30 諸 支 出 金		5,054	5,054	0
	5 償 還 金 及 び 還 付 金	5,053	5,053	0
	10 繰 出 金	1	1	0
90 予 備 費		1,000	1,000	0
	5 予 備 費	1,000	1,000	0
歳 出 合 計		15,658,808	14,922,077	736,731

平成31年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	3 1 年 度 A	3 0 年 度 B	増 減 額 A-B
5 後期高齢者医療保険料		千円 2,714,626	千円 2,703,678	千円 10,948
	5 後期高齢者医療保険料	2,714,626	2,703,678	10,948
10 使用料及び手数料		1	1	0
	5 手 数 料	1	1	0
15 繰 入 金		2,412,135	2,328,027	84,108
	5 一 般 会 計 繰 入 金	2,412,135	2,328,027	84,108
20 繰 越 金		1	1	0
	5 繰 越 金	1	1	0
25 諸 収 入		151,425	145,469	5,956
	5 延滞金、加算金及び過料	32	32	0
	7 償還金及び還付加算金	650	650	0
	10 市 預 金 利 子	1	1	0
	15 受 託 事 業 収 入	150,294	144,785	5,509
	20 雑 入	448	1	447
歳 入 合 計		5,278,188	5,177,176	101,012

歳 出

款	項	3 1 年 度 A	3 0 年 度 B	増 減 額 A-B
5 総 務 費		千円 60,063	千円 71,214	千円 ▲ 11,151
	5 総 務 管 理 費	52,797	64,230	▲ 11,433
	10 徴 収 費	7,266	6,984	282
7 保 険 給 付 費		68,732	65,215	3,517
	5 葬 祭 費	68,732	65,215	3,517
10 広 域 連 合 納 付 金		4,961,652	4,856,116	105,536
	5 広 域 連 合 納 付 金	4,961,652	4,856,116	105,536
15 保 健 事 業 費		182,020	178,910	3,110
	5 保 健 事 業 費	182,020	178,910	3,110
20 諸 支 出 金		5,221	5,221	0
	5 償 還 金 及 び 還 付 金	5,220	5,220	0
	10 繰 出 金	1	1	0
90 予 備 費		500	500	0
	5 予 備 費	500	500	0
歳 出 合 計		5,278,188	5,177,176	101,012

人口(世帯)と一般会計予算の推移

指数：平成15年(度)=100

年度	人 口		世 帯 数		当 初 予 算			人口1人当たり		1世帯当たり	
	人 口 (人)	指 数	世 帯 数 (世帯)	指 数	上段：予算額 下段：うち市税 (千円)	指 数	前年度対比 増減率 (%)	上段：予算額 下段：うち市税 (円)	上段：予算額 下段：うち市税 (円)		
15	205,720	100	98,386	100	64,930,000 37,833,267	100 100	1.2 ▲ 3.7	315,623 183,907	659,952 384,539		
16	208,040	101	100,125	102	※一括増換え55億円あり 70,720,000 37,842,766	109 100	8.9 0.0	339,935 181,901	706,317 377,955		
17	211,709	103	102,233	104	67,080,000 38,535,389	103 102	▲ 5.1 1.8	316,850 182,021	656,148 376,937		
18	213,009	104	103,406	105	69,450,000 39,885,131	107 105	3.5 3.5	326,043 187,246	671,624 385,714		
19	213,800	104	104,155	106	72,410,000 43,028,679	112 114	4.3 7.9	338,681 201,257	695,214 413,122		
20	215,757	105	105,774	108	74,140,000 43,355,420	114 115	2.4 0.8	343,627 200,946	700,928 409,887		
21	218,817	106	107,535	109	73,930,000 42,811,346	114 113	▲ 0.3 ▲ 1.3	337,862 195,649	687,497 398,115		
22	220,757	107	108,660	110	76,630,000 41,960,869	118 111	3.7 ▲ 2.0	347,124 190,077	705,227 386,167		
23	221,445	108	108,991	111	77,150,000 42,474,609	119 112	0.7 1.2	348,394 191,807	707,857 389,707		
24	222,132	108	109,468	111	76,130,000 42,229,161	117 112	▲ 1.3 ▲ 0.6	342,724 190,108	695,454 385,767		
25	223,163	108	109,904	112	77,110,000 42,311,482	119 112	1.3 0.2	345,532 189,599	701,612 384,986		
26	223,691	109	110,610	112	80,736,335 42,985,652	124 114	4.7 1.6	360,928 192,165	729,919 388,624		
27	224,191	109	111,273	113	84,970,000 43,775,906	131 116	5.2 1.8	379,007 195,262	763,617 393,410		
28	226,413	110	112,992	115	85,360,000 43,559,232	131 115	0.5 ▲ 0.5	377,010 192,388	755,452 385,507		
29	229,886	112	115,223	117	88,650,000 44,474,801	137 118	3.9 2.1	385,626 193,465	769,378 385,989		
30	232,473	113	117,099	119	92,540,000 45,208,120	143 119	4.4 1.6	398,068 194,466	790,271 386,068		
31	235,169	114	118,804	121	91,810,000 46,777,764	141 124	▲ 0.8 3.5	390,400 198,911	772,785 393,739		

※ 人口及び世帯数は、毎年1月1日現在で、外国人を含む。



一 般 会 計 予 算 及 び 決 算 の 推 移

(単位：人、千円・%)

年度	当 初 予 算					決 算					予算に対する 市税の増収額	備 考
	予 算 額	増減率	市 税	構成比	増 減 率	歳入決算額	増 減 率	市 税	構成比	増 減 率		
昭和30	255,396	—	147,662	57.8	—	226,033	—	135,275	59.8	—	▲ 12,387	市制施行
31	238,995	▲ 6.4	162,193	67.9	9.8	235,632	4.2	152,552	64.7	12.8	▲ 9,641	
32	276,958	15.9	177,379	64.0	9.4	291,280	23.9	195,256	67.0	28.0	17,877	
33	306,702	10.7	188,383	61.4	6.2	416,432	43.0	208,090	50.0	6.6	19,707	
34	389,717	27.1	214,837	55.1	14.0	478,467	14.9	245,076	51.2	17.8	30,239	
35	453,431	16.3	248,605	54.8	15.7	566,017	18.3	292,689	51.7	19.4	44,084	市制施行5年
36	594,949	31.2	317,844	53.4	27.9	691,718	22.2	385,421	55.7	31.7	67,577	
37	575,105	▲ 3.3	408,992	71.1	28.7	877,193	26.8	525,421	59.9	36.3	116,429	
38	808,911	40.7	547,818	67.7	33.9	1,208,337	37.8	648,051	53.6	23.3	100,233	
39	1,328,103	64.2	738,018	55.6	34.7	1,539,130	27.4	832,222	54.1	28.4	94,204	東京リトル'77
40	1,586,826	19.5	961,040	60.6	30.2	1,823,946	18.5	1,064,661	58.4	27.9	103,621	市制施行10年
41	1,928,667	21.5	1,208,897	62.7	25.8	2,335,087	28.0	1,264,864	54.2	18.8	55,967	
42	2,134,227	10.7	1,425,399	66.8	17.9	2,494,398	6.8	1,573,441	63.1	24.4	148,042	
43	2,657,729	24.5	1,698,549	63.9	19.2	3,335,551	33.7	1,851,854	55.5	17.7	153,305	
44	3,364,993	26.6	2,001,597	59.5	17.8	4,123,094	23.6	2,178,294	52.8	17.6	176,697	
45	4,872,201	44.8	2,483,546	51.0	24.1	6,313,837	53.1	2,669,164	42.3	22.5	185,618	市制施行15年
46	5,706,505	17.1	3,060,951	53.6	23.2	7,879,701	24.8	3,348,266	42.5	25.4	287,315	現市役所庁舎
47	7,281,417	27.6	3,779,895	51.9	23.5	8,629,075	9.5	4,173,847	48.4	24.7	393,952	
48	10,091,268	38.6	4,758,655	47.2	25.9	13,049,182	51.2	5,478,578	42.0	31.3	719,923	
49	13,076,721	29.6	6,461,150	49.4	35.8	14,778,196	13.2	7,330,674	49.6	33.8	869,524	郷土博物館
50	16,110,775	23.2	8,267,127	51.3	28.0	16,559,637	12.1	7,848,210	47.4	7.1	▲ 418,917	市制施行20年
51	16,363,078	1.6	8,279,008	50.6	0.1	18,412,865	11.2	9,341,279	50.7	19.0	1,062,271	
52	19,500,808	19.2	10,189,508	52.2	23.1	21,225,482	15.3	10,597,379	49.9	13.4	407,871	グリーンホール
53	19,168,508	▲ 1.7	11,533,026	60.2	13.2	22,158,084	4.4	12,179,558	55.0	14.9	646,532	
54	21,436,938	11.8	13,031,300	60.8	13.0	24,865,817	12.2	14,042,026	56.5	15.3	1,010,726	
55	25,268,108	17.9	15,002,007	59.4	15.1	27,266,257	9.7	15,521,853	56.9	10.5	519,846	市制施行25年
56	28,463,800	12.7	16,971,110	59.6	13.1	30,702,006	12.6	17,120,338	55.8	10.3	149,228	
57	31,058,258	9.1	18,519,030	59.6	9.1	32,712,317	6.5	18,877,298	57.7	10.3	358,268	
58	30,494,350	▲ 1.8	19,823,103	65.0	7.0	33,240,614	1.6	20,686,889	62.2	9.6	863,786	
59	31,919,550	4.7	21,112,541	66.1	6.5	35,631,466	7.2	22,213,218	62.3	7.4	1,100,677	
60	33,704,150	5.6	22,922,160	68.0	8.6	37,910,818	6.4	24,672,116	65.1	11.1	1,749,956	市制施行30年
61	34,252,560	1.6	25,191,150	73.5	9.9	38,824,524	2.4	26,935,659	69.4	9.2	1,744,509	
62	37,655,431	9.9	27,532,000	73.1	9.3	43,321,408	11.6	30,177,289	70.0	12.0	2,645,289	特養ホーム八雲苑
63	42,889,143	13.9	30,307,000	70.7	10.1	48,422,327	11.8	32,683,901	67.5	8.3	2,376,901	

一般会計予算及び決算の推移

(単位：人、千円・%)

年度	当初予算					決算					予算に対する市税の増収額	備考	
	予算額	増減率	市税	構成比	増減率	歳入決算額	増減率	市税	構成比	増減率			
平成													
元	47,289,243	10.2	32,578,000	68.9	7.5	53,715,732	10.9	34,021,123	63.3	4.1	1,443,123		
2	53,327,443	12.8	35,524,000	66.6	9.0	57,398,838	6.9	36,291,472	63.2	6.7	767,472	市制施行35年	
3	57,737,481	8.3	37,016,000	64.1	4.2	62,135,285	8.3	37,597,722	60.5	3.6	581,722		
4	67,731,443	17.3	39,873,900	58.9	7.7	71,059,542	14.4	39,895,506	56.1	6.1	21,606	文化会館 たづくり	
5	69,505,430	2.6	41,109,060	59.2	3.1	70,931,464	▲0.2	39,180,629	55.2	▲1.8	▲1,928,431	↕	
6	79,238,468	14.0	39,330,524	49.6	▲4.3	80,976,262	14.2	36,863,125	45.5	▲5.9	▲2,467,399	文化会館 たづくり	
7	68,402,080	▲13.7	37,733,452	55.2	▲4.1	70,910,987	▲12.4	39,458,762	55.6	7.0	1,725,310	市制施行40年	
8	67,810,795	▲0.9	38,917,020	57.4	3.1	70,761,158	▲0.2	40,886,364	57.8	3.6	1,969,344	ちょうふの里	
9	70,388,810	3.8	41,301,182	58.7	6.1	72,558,680	2.5	42,689,037	58.8	4.4	1,387,855	ホームページ	
10	69,730,000	▲0.9	43,094,328	61.8	4.3	71,295,132	▲1.7	41,090,411	57.6	▲3.7	▲2,003,917		
11	70,630,000	1.3	40,701,346	57.6	▲5.6	75,910,008	6.5	40,306,518	53.1	▲1.9	▲394,828	知的障害者 支援施設	
12	65,758,600	▲6.9	39,609,830	60.2	▲2.7	68,607,338	▲9.6	38,953,940	56.8	▲3.4	▲655,890	市制施行45年	
13	61,950,000	▲5.8	38,701,023	62.5	▲2.3	66,895,099	▲2.5	39,789,457	60.9	2.1	1,088,434	東京スタジアム	
14	64,140,000	3.5	39,271,135	61.2	1.5	67,072,620	0.3	39,377,403	58.7	▲1.0	106,268	調和小(PFI) 日韓共催W杯	
15	64,930,000	1.2	37,833,267	58.3	▲3.7	66,978,145	▲0.1	38,121,893	56.9	▲3.2	288,626		
16	70,720,000	8.9	37,842,766	53.5	0.0	72,792,392	8.7	37,830,159	52.0	▲0.8	▲12,607	市民プラザあくろす	
	65,220,000	0.4	37,842,766	58.0	0.0	67,292,392	0.5	37,830,159	56.2	▲0.8	▲12,607		
17	67,080,000	▲5.1	38,535,389	57.4	1.8	70,804,471	▲2.7	40,368,788	57.0	6.7	1,833,399	市制施行50年	
	67,080,000	2.9	38,535,389	57.4	1.8	70,804,471	5.2	40,368,788	57.0	6.7	1,833,399		
18	69,450,000	3.5	39,885,131	57.4	3.5	75,166,251	6.2	41,474,545	55.2	2.7	1,589,414		
19	72,410,000	4.3	43,028,679	59.4	7.9	76,324,588	1.5	43,043,780	56.4	3.8	15,101	山川保育園 せんがわ劇場	
20	74,140,000	2.4	43,355,420	58.5	0.8	79,988,829	4.8	43,379,250	54.2	0.8	23,830	後期高齢者医療制度 教育会館(教育センター)	
21	73,930,000	▲0.3	42,811,346	57.9	▲1.3	81,349,372	1.7	43,736,440	53.8	0.8	925,094	子ども発達センター	
22	76,630,000	3.7	41,960,869	54.8	▲2.0	80,955,733	▲0.5	42,568,093	52.6	▲2.7	607,224	グゲグの女房	
23	77,150,000	0.7	42,474,609	55.1	1.2	79,765,277	▲1.5	41,605,738	52.2	▲2.3	▲868,871		
24	76,130,000	▲1.3	42,229,161	55.5	▲0.6	79,284,887	▲0.6	41,994,165	53.0	0.9	▲234,996	京王線地下化	
25	77,110,000	1.3	42,311,482	54.9	0.2	80,899,119	2.0	44,349,477	54.8	5.6	2,037,995	スポーツ祭東京2013 (東京国体)	
26	80,736,335	4.7	42,985,652	53.2	1.6	88,258,315	9.1	46,567,552	52.8	5.0	3,581,900		
27	84,970,000	5.2	43,775,906	51.5	1.8	92,643,627	5.0	46,203,353	49.9	▲0.8	2,427,447	市制施行60年	
28	85,360,000	0.5	43,559,232	51.0	▲0.5	91,116,310	▲1.6	44,734,759	49.1	▲3.2	1,175,527		
29	88,650,000	3.9	44,474,801	50.2	2.1	92,688,561	1.7	45,747,560	49.4	2.3	1,272,759	調布駅周辺 民間商業ビル開業	
30	92,540,000	4.4	45,208,120	48.8	1.6	-	-	-	-	-	-	クリーンセンター 移転	
31	91,810,000	▲0.8	46,777,764	51.0	3.5	-	-	-	-	-	-	ラグビーW杯	

※ 平成16年度は、住民税等減税補てん債の一括借換え55億円があり、それを控除したものを参考値で下段に表記⇒平成17年度は下段との比較を追加表記



しらべちゃん



ちょうくん

市税が予算総額の51%を構成し、各種交付金等を加えた一般財源が市政経営を支えています。景気は回復基調にありますが、より安定的な市政経営を推進していくため、財政構造の見直し、財政基盤の強化、連結ベースの債務残高縮減の3つの視点から引き続き取り組んでいきます。

データ集① 市税の推移（過去10年間）

1. 課税目的別

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度
市税計	41,960,869	42,474,609	42,229,161	42,311,482
増減	▲ 850,477	513,740	▲ 245,448	82,321
増減率 %	▲ 2.0	1.2	▲ 0.6	0.2
現年課税分	41,508,285	41,967,842	41,723,468	41,831,795
市民税	21,553,107	21,876,988	21,834,787	21,625,266
個人	18,380,457	17,690,259	17,858,270	17,718,144
普通徴収	5,405,880	4,987,510	4,976,214	4,674,880
特別徴収	12,974,577	12,702,749	12,882,056	13,043,264
法人	3,172,650	4,186,729	3,976,517	3,907,122
固定資産税	15,590,474	15,737,395	15,375,072	15,601,308
純固定資産	14,641,200	14,815,117	14,434,356	14,635,269
土地	7,574,698	7,559,387	7,667,437	7,634,011
家屋	5,633,012	5,827,336	5,399,438	5,643,869
償却資産	1,433,490	1,428,394	1,367,481	1,357,389
交付金・納付金	949,274	922,278	940,716	966,039
都市計画税	3,095,422	3,125,540	3,053,012	3,080,235
土地	2,031,920	2,028,555	2,043,064	2,022,821
家屋	1,063,502	1,096,985	1,009,948	1,057,414
特別土地保有税	1	1	1	1
軽自動車税	82,635	82,922	83,646	82,650
市たばこ税	1,182,596	1,141,846	1,375,000	1,440,411
入湯税	4,050	3,150	1,950	1,924
滞納繰越分	452,584	506,767	505,693	479,687

2. 課税性質別

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度
市税計	41,960,869	42,474,609	42,229,161	42,311,482
増減	▲ 850,477	513,740	▲ 245,448	82,321
増減率 %	▲ 2.0	1.2	▲ 0.6	0.2
所得課税分	21,871,827	22,220,285	22,200,426	21,946,720
増減	▲ 1,265,082	348,458	▲ 19,859	▲ 253,706
増減率 %	▲ 5.5	1.6	▲ 0.1	▲ 1.1
構成比 %	52.1	52.3	52.6	51.9
市民税	21,871,827	22,220,285	22,200,426	21,946,720
資産課税分	18,817,423	19,023,807	18,565,412	18,837,777
増減	337,673	206,384	▲ 458,395	272,365
増減率 %	1.8	1.1	▲ 2.4	1.5
構成比 %	44.9	44.8	44.0	44.5
固定資産税	15,694,454	15,865,813	15,485,687	15,729,020
都市計画税	3,122,968	3,157,993	3,079,724	3,108,756
特別土地保有税	1	1	1	1
その他課税分	1,271,619	1,230,517	1,463,323	1,526,985
増減	76,932	▲ 41,102	232,806	63,662
増減率 %	6.4	▲ 3.2	18.9	4.4
構成比 %	3.0	2.9	3.4	3.5
軽自動車税	84,973	85,521	86,373	84,650
市たばこ税	1,182,596	1,141,846	1,375,000	1,440,411
入湯税	4,050	3,150	1,950	1,924
備 考	・市たばこ税改正		・年少扶養控除廃止	

(単位：千円)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
42,985,652	43,775,906	43,559,232	44,474,801	45,208,120	46,777,764
674,170	790,254	▲ 216,674	915,569	733,319	1,569,644
1.6	1.8	▲ 0.5	2.1	1.6	3.5
42,528,855	43,392,754	43,202,124	44,085,531	44,857,244	46,494,347
22,126,346	22,643,680	22,338,666	23,104,016	23,667,280	25,123,909
18,196,232	18,632,109	18,986,789	19,370,160	19,787,603	20,091,403
4,936,445	5,064,586	4,234,542	4,217,946	4,569,074	4,463,832
13,259,787	13,567,523	14,752,247	15,152,214	15,218,529	15,627,571
3,930,114	4,011,571	3,351,877	3,733,856	3,879,677	5,032,506
15,865,468	16,141,619	16,233,208	16,331,519	16,714,189	16,896,002
14,895,121	15,210,808	15,266,452	15,380,477	15,775,496	15,927,472
7,738,261	7,974,137	7,904,628	7,881,985	8,140,697	8,068,040
5,806,140	5,876,423	6,000,350	6,146,942	6,247,578	6,400,182
1,350,720	1,360,248	1,361,474	1,351,550	1,387,221	1,459,250
970,347	930,811	966,756	951,042	938,693	968,530
3,129,808	3,175,061	3,216,917	3,253,589	3,194,579	3,222,118
2,054,866	2,076,294	2,087,374	2,085,087	2,059,402	2,056,456
1,074,942	1,098,767	1,129,543	1,168,502	1,135,177	1,165,662
1	1	0	0	0	0
84,106	104,782	104,447	115,846	119,396	124,392
1,320,683	1,327,610	1,308,885	1,280,560	1,161,799	1,127,925
2,443	1	1	1	1	1
456,797	383,152	357,108	389,270	350,876	283,417

(単位：千円)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
42,985,652	43,775,906	43,559,232	44,474,801	45,208,120	46,777,764
674,170	790,254	▲ 216,674	915,569	733,319	1,569,644
1.6	1.8	▲ 0.5	2.1	1.6	3.5
22,438,590	22,896,134	22,576,472	23,353,628	23,888,078	25,289,384
491,870	457,544	▲ 319,662	777,156	534,450	1,401,306
2.2	2.0	▲ 1.4	3.4	2.3	5.9
52.2	52.3	51.8	52.5	52.9	54.1
22,438,590	22,896,134	22,576,472	23,353,628	23,888,078	25,289,384
19,137,830	19,445,618	19,567,775	19,722,659	20,036,678	20,233,915
300,053	307,788	122,157	154,884	314,019	197,237
1.6	1.6	0.6	0.8	1.6	1.0
44.5	44.4	44.9	44.4	44.3	43.2
15,982,380	16,243,497	16,330,420	16,442,256	16,818,185	16,992,603
3,155,449	3,202,120	3,237,355	3,280,403	3,218,493	3,241,312
1	1	0	0	0	0
1,409,232	1,434,154	1,414,985	1,398,514	1,283,364	1,254,465
▲ 117,753	24,922	▲ 19,169	▲ 16,471	▲ 115,150	▲ 28,899
▲ 7.7	1.8	▲ 1.3	▲ 1.2	▲ 8.2	▲ 2.3
3.3	3.3	3.3	3.1	2.8	2.7
86,106	106,543	106,099	117,953	121,564	126,539
1,320,683	1,327,610	1,308,885	1,280,560	1,161,799	1,127,925
2,443	1	1	1	1	1
	・法人税割の税率改正	・法人税率（国税）の引き下げ			

データ集② 譲与税・交付金の推移（過去10年間）

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度
譲与税・交付金計	3,821,182	3,598,600	3,530,600	3,460,100
増 減	▲ 426,846	▲ 222,582	▲ 68,000	▲ 70,500
増減率 %	▲ 10.0	▲ 5.8	▲ 1.9	▲ 2.0
地 方 譲 与 税	356,200	337,100	364,800	358,600
地方揮発油譲与税	97,500	97,500	113,100	103,000
自動車重量譲与税	258,000	239,000	251,100	255,000
航空機燃料譲与税	700	600	600	600
森林環境譲与税	0	0	0	0
利 子 割 交 付 金	260,000	259,000	254,000	250,000
配 当 割 交 付 金	79,000	97,000	124,000	127,000
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	46,000	64,000	25,000	27,000
地 方 消 費 税 交 付 金	2,283,000	2,173,000	2,288,000	2,260,000
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	11,500	11,500	7,800	7,500
自 動 車 取 得 税 交 付 金	141,000	209,000	227,000	220,000
環 境 性 能 割 交 付 金	0	0	0	0
地 方 特 例 交 付 金	531,482	380,000	174,000	150,000
地 方 交 付 税	75,000	30,000	30,000	30,000
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	38,000	38,000	36,000	30,000
備 考	・子ども手当地方特例交付金の加算（174,000）		・子ども手当地方特例交付金の廃止	

(単位：千円)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
4,329,100	5,528,720	6,149,720	6,065,852	5,513,953	5,903,053
869,000	1,199,620	621,000	▲ 83,868	▲ 551,899	389,100
25.1	27.7	11.2	▲ 1.4	▲ 9.1	7.1
318,600	309,520	327,520	327,520	344,753	337,653
93,000	99,000	87,000	107,000	92,000	95,000
225,000	210,000	240,000	220,000	252,000	233,000
600	520	520	520	753	753
0	0	0	0	0	8,900
277,000	251,000	110,000	110,000	82,000	100,000
291,000	510,000	610,000	440,000	346,000	346,000
239,000	310,000	360,000	335,000	300,000	320,000
2,886,000	3,843,000	4,370,000	4,470,000	3,963,000	4,310,000
7,500	8,200	8,200	8,200	8,200	9,400
103,000	106,000	143,000	143,000	192,000	108,000
0	0	0	0	0	39,000
150,000	134,000	134,000	143,132	189,000	249,000
30,000	30,000	60,000	62,000	62,000	60,000
27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	24,000
・消費税率引上げ (5%→8%)				地方消費税の都道府県間における清算基準の見直し	・森林環境譲与税の創設 ・環境性能割交付金の創設 ・消費税率引上げ (8%→10%)

データ集③ 民生費予算の推移（過去10年間）

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度
民生費計	33,046,344	35,053,141	35,225,993	36,750,105
増 減	4,205,383	2,006,797	172,852	1,524,112
増減率 %	14.6	6.1	0.5	4.3
社会福祉費	14,111,204	14,708,746	14,945,013	16,115,786
社会福祉施策等	6,388,171	6,871,941	7,209,208	8,000,998
国民健康保険線出金	3,207,562	3,160,368	3,034,041	3,301,303
高齢者福祉費	1,240,432	1,264,616	1,113,028	1,018,436
老人保健線出金	9,634	0	0	0
介護保険線出金	1,540,070	1,605,384	1,693,513	1,819,594
後期高齢者医療線出金	1,725,335	1,806,437	1,895,223	1,975,455
児童福祉費	13,837,873	14,638,731	14,177,950	14,314,312
児童福祉施策費	7,811,973	8,671,770	7,652,675	7,378,644
保育所関係費	6,025,900	5,966,961	6,525,275	6,935,668
生活保護費	5,055,607	5,662,508	6,063,156	6,279,727
国民年金費	41,660	43,156	39,874	40,280
高齢者人口（人）	41,265	41,755	42,634	44,106

データ集④ 土木費予算の推移（過去10年間）

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度
土木費計	10,247,585	9,277,824	9,101,087	9,684,873
増 減	1,537,485	▲ 969,761	▲ 176,737	583,786
増減率 %	17.7	▲ 9.5	▲ 1.9	6.4
土木管理費	1,151,574	1,081,008	649,925	649,445
道路橋りょう費	2,106,752	1,654,408	1,605,689	1,605,099
都市計画費	6,810,446	6,347,844	6,320,146	6,764,232
都市計画総務費	2,392,068	2,035,014	2,033,660	1,886,110
再開発・区画整理	354,894	866,935	1,268,791	1,923,891
街路事業	2,269,660	2,166,478	1,863,799	1,963,483
公共下水道費	860,737	720,297	389,121	432,962
公遊園費	698,195	336,131	435,741	344,186
その他	234,892	222,989	329,034	213,600
住宅費	178,813	194,564	525,327	666,097

※都市計画費の「その他」は、市営駐車場事業費、緑化推進費及び都市基盤整備事業基金費となります。

データ集⑤ 教育費予算の推移（過去10年間）

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度
教育費計	8,958,575	8,289,978	7,618,204	8,701,266
増 減	25,893	▲ 668,597	▲ 671,774	1,083,062
増減率 %	0.3	▲ 7.5	▲ 8.1	14.2
教育総務費	1,242,804	1,234,994	1,232,720	1,189,504
小学校費	3,621,240	3,446,577	2,711,327	3,355,584
学校管理費等	2,114,793	2,101,028	2,040,490	2,035,241
学校整備費	1,506,447	1,345,549	670,837	1,320,343
中学校費	827,451	773,242	613,018	901,847
学校管理費等	536,251	521,175	523,531	529,806
学校整備費	291,200	252,067	89,487	372,041
幼稚園費	485,874	500,569	522,798	531,396
社会教育費	1,761,375	1,710,864	1,874,231	1,745,314
保健体育費	1,019,831	623,732	664,110	977,621

(単位：千円)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
38,449,335	40,894,499	41,968,742	45,153,014	46,004,180	47,005,397
1,699,230	2,445,164	1,074,243	3,184,272	851,166	1,001,217
4.6	6.4	2.6	7.6	1.9	2.2
17,231,162	17,490,586	18,099,729	18,646,855	18,802,697	19,015,765
8,623,627	8,519,581	9,161,586	9,446,192	9,941,465	9,862,350
3,640,978	3,789,410	3,525,400	3,692,271	3,282,724	3,316,787
990,365	981,980	1,020,894	1,014,092	979,176	1,005,605
0	0	0	0	0	0
1,941,591	2,093,290	2,239,717	2,248,751	2,271,305	2,418,888
2,034,601	2,106,325	2,152,132	2,245,549	2,328,027	2,412,135
14,910,338	16,998,449	17,566,391	19,894,209	20,413,242	21,297,780
7,851,223	8,220,257	8,068,043	8,467,847	8,656,571	8,890,632
7,059,115	8,778,192	9,498,348	11,426,362	11,756,671	12,407,148
6,267,490	6,362,368	6,259,331	6,563,924	6,737,960	6,640,408
40,345	43,096	43,291	48,026	50,281	51,444
45,556	47,026	48,237	49,112	49,843	50,334

(単位：千円)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
11,626,497	11,855,337	10,220,657	10,589,879	13,134,827	10,617,325
1,941,624	228,840	▲ 1,634,680	369,222	2,544,948	▲ 2,517,502
20.0	2.0	▲ 13.8	3.6	24.0	▲ 19.2
562,713	1,118,536	1,529,364	1,142,236	901,559	873,101
1,998,784	2,219,757	2,611,934	2,584,297	2,449,462	2,238,871
8,340,652	7,753,488	5,617,092	6,511,364	9,349,072	7,250,444
3,057,082	3,167,180	2,305,476	2,185,569	5,366,671	2,079,598
2,449,575	1,120,030	14,660	500,419	602,310	840,684
1,471,289	1,124,740	1,584,441	1,445,274	1,588,076	1,813,824
413,960	477,751	626,577	702,362	771,004	936,386
732,916	726,445	730,446	1,324,535	617,924	1,141,997
215,830	1,137,342	355,492	353,205	403,087	437,955
724,348	763,556	462,267	351,982	434,734	254,909

(単位：千円)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
8,627,575	9,775,984	10,221,740	10,053,420	9,723,322	9,319,506
▲ 73,691	1,148,409	445,756	▲ 168,320	▲ 330,098	▲ 403,816
▲ 0.8	13.3	4.6	▲ 1.6	▲ 3.3	▲ 4.2
1,271,145	1,382,295	1,398,048	1,397,752	1,447,709	1,738,981
3,036,337	3,925,566	3,858,747	3,360,288	3,363,141	3,215,753
2,099,452	2,132,028	2,166,199	2,249,515	2,247,941	2,300,266
936,885	1,793,538	1,692,548	1,110,773	1,115,200	915,487
978,110	1,182,466	1,608,915	2,128,379	1,615,823	1,286,019
532,105	550,511	561,197	550,777	544,233	536,089
446,005	631,955	1,047,718	1,577,602	1,071,590	749,930
639,976	690,590	653,093	684,231	706,593	711,222
1,821,924	1,956,207	2,015,923	1,842,817	1,974,423	1,751,815
880,083	638,860	687,014	639,953	615,633	615,716

データ集⑥ 公債費の推移（過去10年間）

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度
公債費計	4,184,569	4,284,528	4,521,444	4,376,694
増 減	▲ 542,814	99,959	236,916	▲ 144,750
増減率 %	▲ 11.5	2.4	5.5	▲ 3.2
元金償還額	3,512,289	3,626,422	3,883,063	3,798,157
通常分	3,512,289	3,626,422	3,883,063	3,798,157
線上償還分	0	0	0	0
利子償還額	672,280	658,106	638,381	578,537
通常分	672,116	657,942	638,217	578,373
一時借入金分	164	164	164	164
公債諸費	0	0	0	0

データ集⑦ 職員人件費の推移（過去10年間）

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度
職員人件費計	11,607,281	10,884,284	10,803,216	10,322,588
増 減	▲ 767,557	▲ 722,997	▲ 81,068	▲ 480,628
増減率 %	▲ 6.2	▲ 6.2	▲ 0.7	▲ 4.4
退職手当を除く額	10,117,725	9,803,553	9,696,719	9,568,216
増 減	▲ 282,018	▲ 314,172	▲ 106,834	▲ 128,503
給与費	9,945,681	9,186,848	9,097,959	8,610,836
退職手当を除く額	8,456,125	8,106,117	7,991,462	7,856,464
給料	4,792,189	4,696,936	4,703,500	4,619,543
職員手当	5,153,492	4,489,912	4,394,459	3,991,293
期末勤勉手当	2,027,115	1,860,261	1,838,333	1,798,569
時間外勤務手当	414,379	406,728	381,496	412,332
扶養・地域手当等	1,222,442	1,142,192	1,068,133	1,026,020
退職手当	1,489,556	1,080,731	1,106,497	754,372
共済費	1,661,600	1,697,436	1,705,257	1,711,752
参考) 職員数	1,173	1,179	1,176	1,168

データ集⑧ 特別会計繰出金の推移（過去10年間）

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度
繰出金計	7,487,641	7,370,154	7,089,305	7,606,766
増 減	612,334	▲ 117,487	▲ 280,849	517,461
増減率 %	8.9	▲ 1.6	▲ 3.8	7.3
国民健康保険会計	3,207,562	3,160,368	3,034,041	3,301,303
その他繰出金分	2,534,202	2,368,099	2,241,794	2,503,957
老人保健会計	9,634	0	0	0
用地会計	144,303	77,668	77,407	77,452
下水道会計	860,737	720,297	389,121	432,962
介護保険会計	1,540,070	1,605,384	1,693,513	1,819,594
後期高齢者医療会計	1,725,335	1,806,437	1,895,223	1,975,455

(単位：千円)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
4,406,175	3,706,234	3,612,986	3,660,963	3,594,603	3,427,845
29,481	▲ 699,941	▲ 93,248	47,977	▲ 66,360	▲ 166,758
0.7	▲ 15.9	▲ 2.5	1.3	▲ 1.8	▲ 4.6
3,874,635	3,236,485	3,202,520	3,309,337	3,282,036	3,141,846
3,874,635	3,236,485	3,202,520	3,309,337	3,282,036	3,141,846
0	0	0	0	0	0
531,540	469,749	410,466	351,626	312,567	285,999
531,376	469,634	410,454	351,622	312,566	285,995
164	115	12	4	1	4
0	0	0	0	0	0

(単位：千円)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
10,418,912	10,193,531	10,048,021	10,393,450	10,468,004	10,589,922
96,324	▲ 225,381	▲ 145,510	345,429	74,554	121,918
0.9	▲ 2.2	▲ 1.4	3.4	0.7	1.2
9,396,282	9,555,150	9,624,323	9,746,272	9,857,355	9,921,118
▲ 171,934	158,868	69,173	121,949	111,083	63,763
8,743,183	8,464,584	8,275,680	8,621,625	8,611,856	8,707,289
7,720,553	7,826,203	7,851,982	7,974,447	8,001,207	8,038,485
4,561,717	4,538,415	4,478,791	4,478,363	4,456,937	4,439,196
4,181,466	3,926,169	3,796,889	4,143,262	4,154,919	4,268,093
1,767,681	1,865,944	1,920,650	1,995,496	2,039,234	2,078,815
391,151	421,557	410,877	396,310	379,093	403,678
1,000,004	1,000,287	1,041,664	1,104,278	1,125,943	1,116,796
1,022,630	638,381	423,698	647,178	610,649	668,804
1,675,729	1,728,947	1,772,341	1,771,825	1,856,148	1,882,633
1,162	1,159	1,162	1,165	1,194	1,182

(単位：千円)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
8,107,503	8,534,872	8,551,965	8,902,214	8,669,088	9,102,294
500,737	427,369	17,093	350,249	▲ 233,126	433,206
6.6	5.3	0.2	4.1	▲ 2.6	5.0
3,640,978	3,789,410	3,525,400	3,692,271	3,282,724	3,316,787
2,804,168	2,753,799	2,435,480	2,625,489	2,245,000	2,286,217
0	0	0	0	0	0
76,373	68,096	8,139	13,281	16,028	18,098
413,960	477,751	626,577	702,362	771,004	936,386
1,941,591	2,093,290	2,239,717	2,248,751	2,271,305	2,418,888
2,034,601	2,106,325	2,152,132	2,245,549	2,328,027	2,412,135

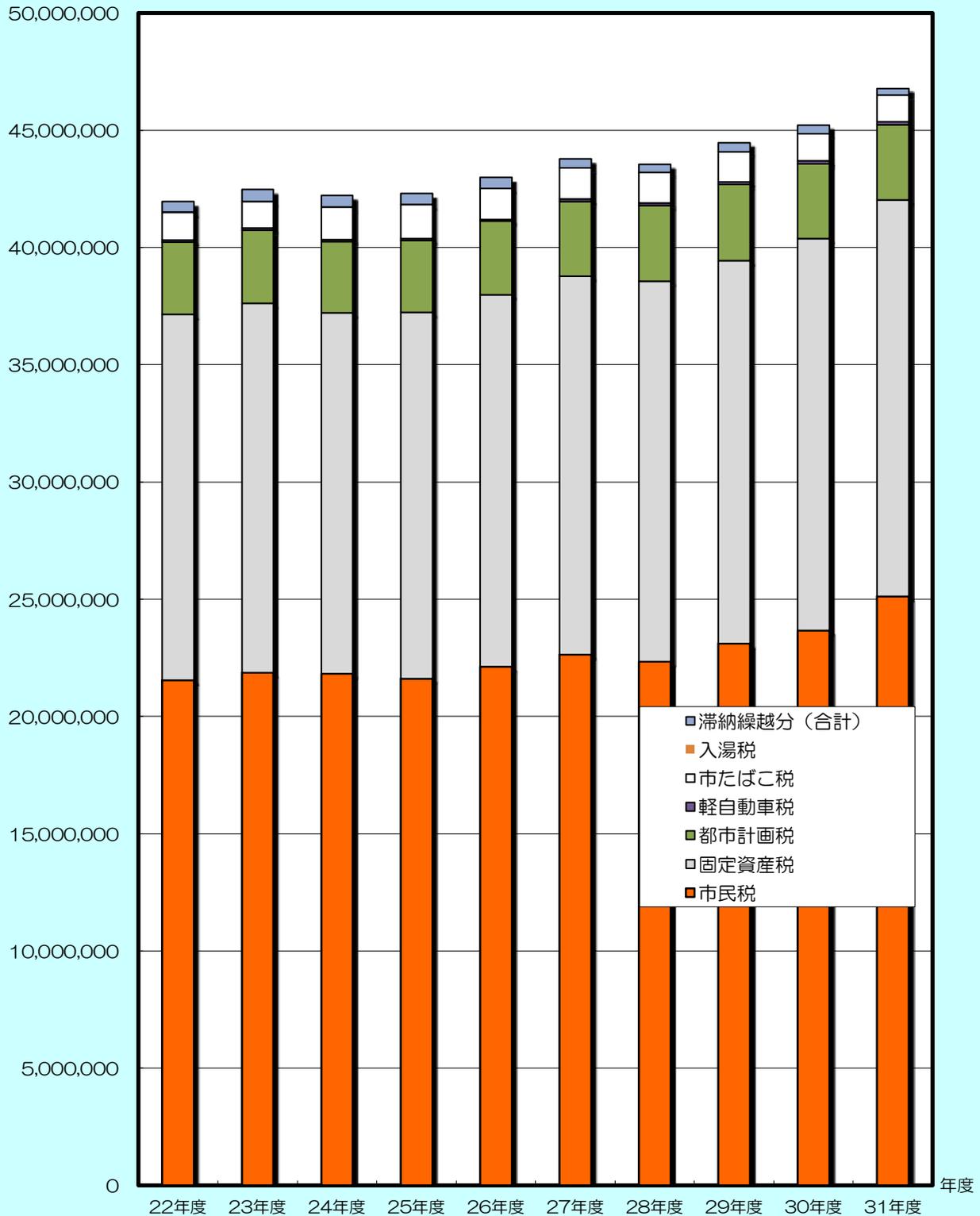
平成31年度一般会計予算款別節別集計表

款		05 議会費	10 総務費	15 民生費	20 衛生費	25 労働費	30 農業費	35 商工費	40 土木費
01	報酬	185,140	296,563	402,137	23,859		11,022	5,190	24,087
02	給料	53,658	1,250,960	1,384,491	297,434	17,766	22,022	51,608	560,342
03	職員手当等	129,279	1,802,747	1,093,438	239,401	12,402	17,618	52,300	463,938
04	共済費	84,859	751,977	490,561	105,948	4,870	7,369	20,116	203,288
05	災害補償費		335						
07	賞金	10	336,348	217,917	7,899	39		29	
08	報償費	188	28,669	53,211	32,318	120	225	1,700	3,408
09	旅費	6,720	6,781	3,616	647	24	134	304	1,849
10	交際費	700	840				20		
11-1	一般需用費	12,625	209,371	226,951	298,930	130	3,752	2,407	138,014
11-2	食糧費	160	753	561	38		38	13	73
12	役務費	8,563	176,110	50,504	21,173		653	9,161	7,650
13	委託料	18,769	2,642,207	11,371,248	3,390,526	793	22,727	110,965	2,350,594
14	使用料及び賃借料	305	925,882	290,140	10,323		13	11,023	178,919
15	工事請負費		1,190,642	175,525	95,749		330		1,233,572
16	原材料費		36	333			32		2,336
17	公有財産購入費								2,941,244
18	備品購入費	18	5,147	13,819	135				1,892
19	負担金、補助及び交付金	9,818	774,822	6,711,116	985,794	17,034	29,683	191,089	253,074
20	扶助費			16,284,074	16,445		1		
21	貸付金		2,000	7,302					
22	補償、補填及び賠償金		701	420	6,917		30	60	1,156,794
23	償還金、利子及び割引料		125,060	168	302				44
24	投資及び出資金								
25	積立金		1,306,683	79,866					141,288
27	公課費		143	189	441		17		435
28	繰出金			8,147,810					954,484
29	予備費								
款 合 計		510,812	11,834,777	47,005,397	5,534,279	53,178	115,686	455,965	10,617,325

45 消防費	50 教育費	60 公債費	65 諸支出金	90 予備費	31年度予算合計(A)	30年度予算合計(B)	比較(A-B)	増減率	
36,547	701,991				1,686,536	1,662,274	24,262	1.5	報酬
	844,775				4,483,056	4,500,797	▲ 17,741	▲ 0.4	給料
28,596	638,374				4,478,093	4,373,772	104,321	2.4	職員
	289,727				1,958,715	1,934,283	24,432	1.3	共済
	100				435	435	0	0.0	災害
	66,458				628,700	586,458	42,242	7.2	賃金
2,392	139,298				261,529	240,101	21,428	8.9	報償
772	5,296				26,143	23,691	2,452	10.3	旅費
200	1,841				3,601	3,601	0	0.0	交際
44,997	912,795				1,849,972	1,844,283	5,689	0.3	一般
522	499				2,657	2,340	317	13.5	食糧
6,946	70,733				351,493	319,746	31,747	9.9	役務
240,500	2,203,921				22,352,250	21,379,292	972,958	4.6	委託
48,062	546,903				2,011,570	1,890,379	121,191	6.4	使用
15,943	1,590,588				4,302,349	5,935,340	▲ 1,632,991	▲ 27.5	工事
1,438	3,598				7,773	8,121	▲ 348	▲ 4.3	原材
					2,941,244	2,891,323	49,921	1.7	公有
50,847	168,732				240,590	257,262	▲ 16,672	▲ 6.5	備品
2,355,628	975,844				12,303,902	12,597,290	▲ 293,388	▲ 2.3	負担
599	157,572				16,458,691	16,016,679	442,012	2.8	扶助
					9,302	9,302	0	0.0	貸付
601	362				1,165,885	2,644,472	▲ 1,478,587	▲ 55.9	補償
		3,427,845			3,553,419	3,720,153	▲ 166,734	▲ 4.5	償還
					0	0	0	-	投資
					1,527,837	927,844	599,993	64.7	積立
477	99				1,801	1,511	290	19.2	公課
			163		9,102,457	8,669,251	433,206	5.0	繰出
				100,000	100,000	100,000	0	0.0	予備
2,835,067	9,319,506	3,427,845	163	100,000	91,810,000	92,540,000	▲ 730,000	▲ 0.8	

データ集① 市税の推移（過去10年間）

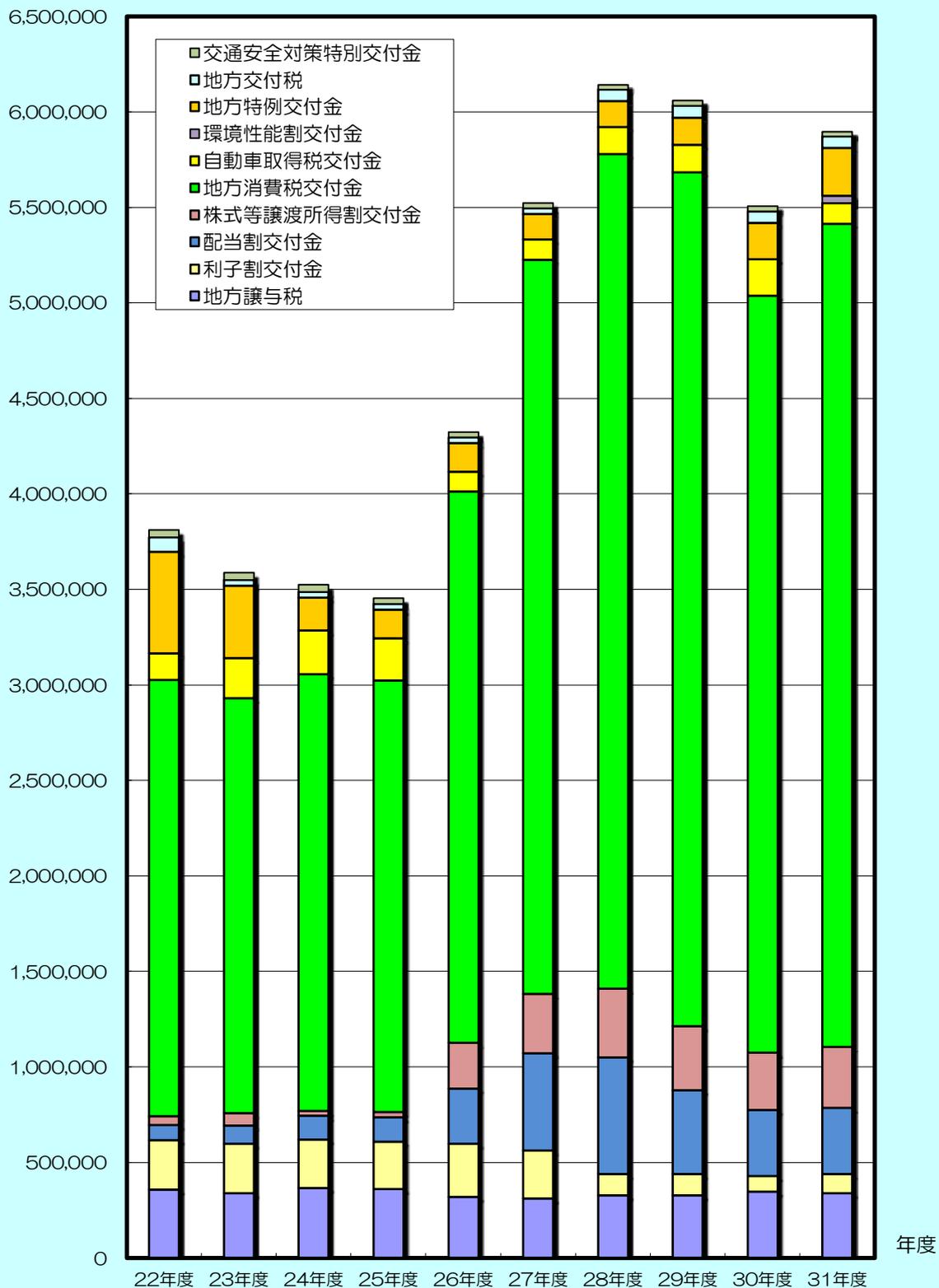
単位：千円



※軽自動車税・入湯税については、税額が少ないため、積上げグラフに表示されていません。

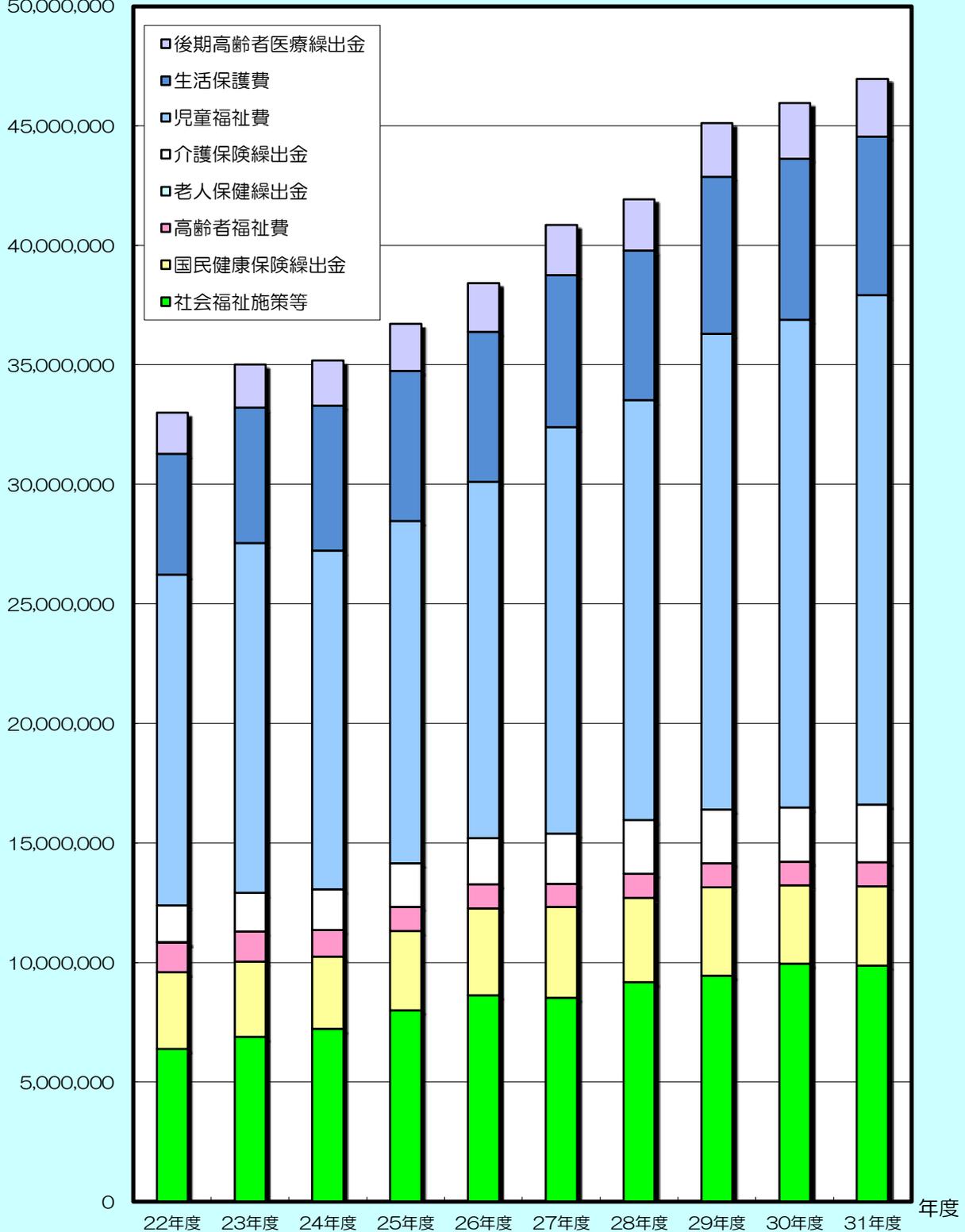
データ集② 譲与税・主要な交付金の推移（過去10年間）

単位：千円



データ集③ 主要な民生費予算の推移（過去10年間）

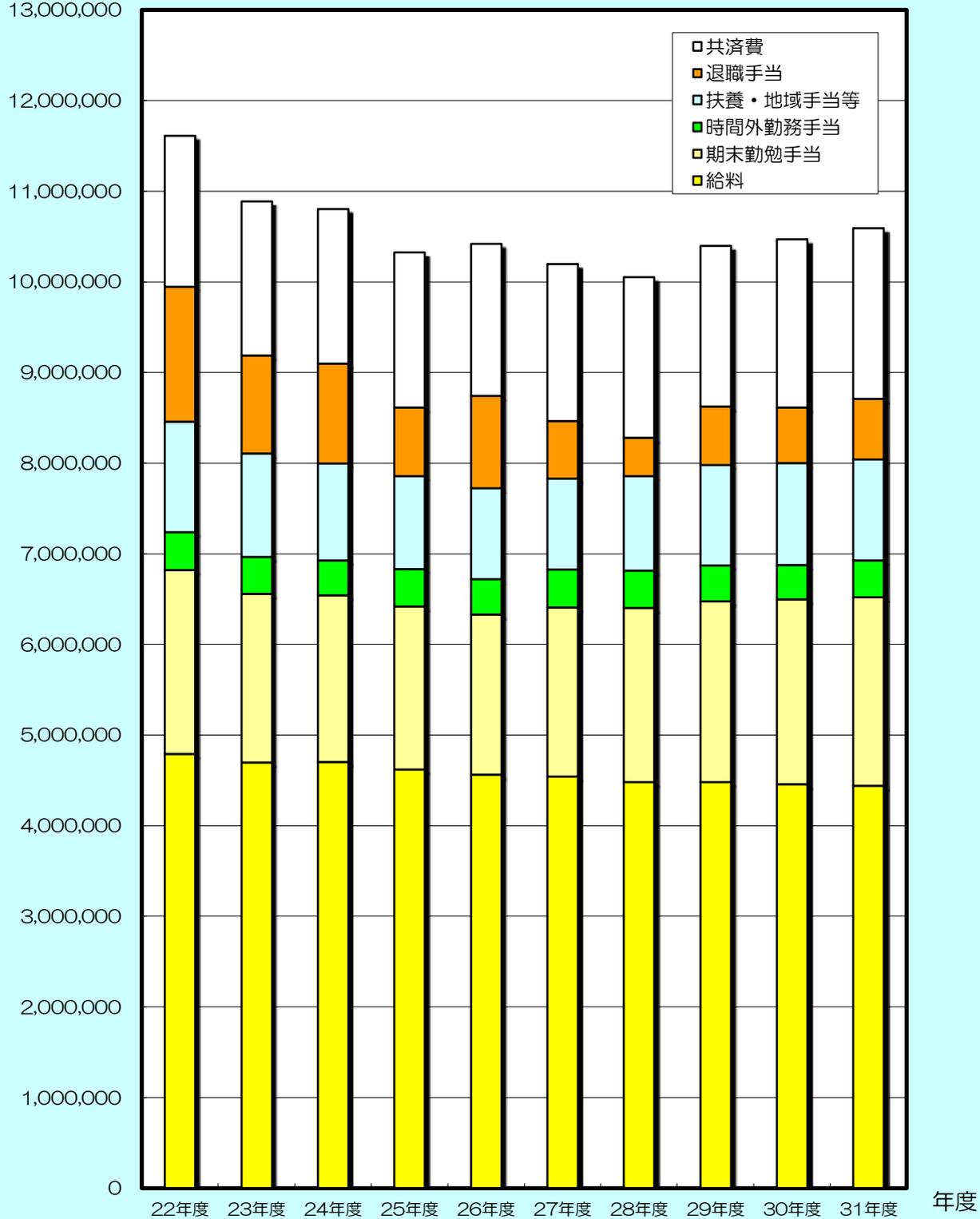
単位：千円
50,000,000



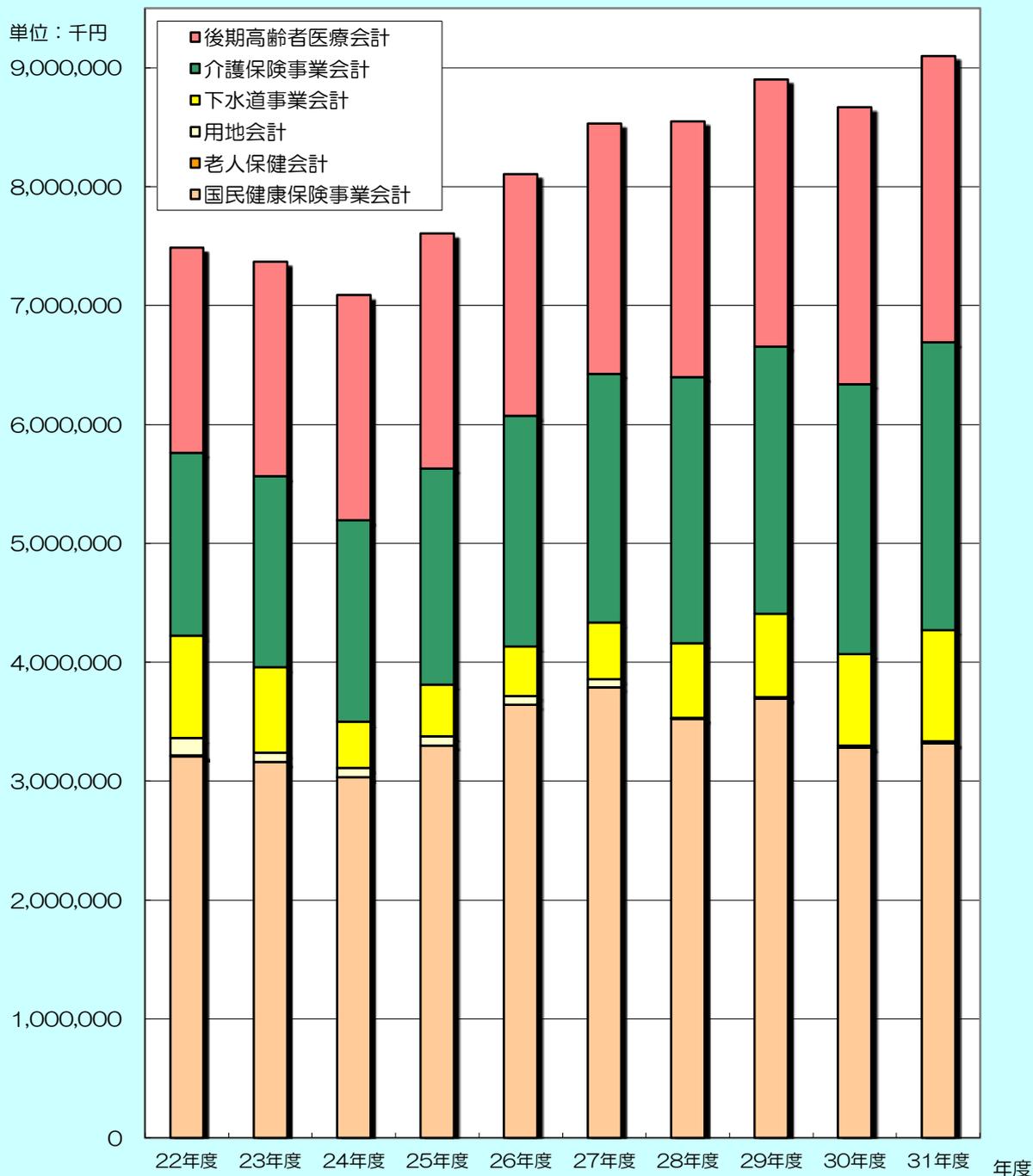
※平成23年度より老人保健医療制度の廃止に伴い、同特別会計への繰出金は未計上。
また、金額が少額のため、積上げグラフに表示されていません。

データ集⑦ 職員人件費の推移（過去10年間）

単位：千円
13,000,000



データ集⑧ 特別会計繰出金の推移（過去10年間）



※平成23年度より老人保健医療制度の廃止に伴い、同特別会計への繰出金は未計上。
また、金額が少額のため、積上げグラフに表示されていません。

予算(決算)の主な用語の解説

調布市の予算(決算)の種類や収入・支出の内容などは、一般では使われない用語や表現などが数多くあります。

予算(決算)の主な用語解説を加えていますので、ご活用ください。

主な財政用語の解説は、後段のページに50音順で別途掲載しています。



当初予算	<p>前年度開始3月議会の議決を経て定められる翌年度全体の基本的な予算をいいます。</p> <p>一会計年度を通じて定められ、一年間の歳入歳出のすべてを計上することが原則となっています。</p> <p>〔関連語〕補正予算，暫定予算，骨格予算</p>
補正予算	<p>当初予算策定後の事情によって、予算の追加や減額を行うことを補正予算といいます。年度途中における災害発生や法律の改正などに対応するため、年4回、定例会として開かれる市議会(6・9・12・3月)のほか、緊急の場合の臨時議会に提出され、議決を経て定められます。</p>
一般会計	<p>一般会計は、調布市を含む地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上する会計のことをいいます。国民健康保険事業などの特定の目的を経理する特別会計以外の全ての経費が一般会計に属し、調布市では、一般会計のほか、5つの特別会計(国民健康保険・用地・下水道・介護保険・後期高齢者医療)があります。</p> <p>平成22年度までは、老人保健事業特別会計を含む6つの特別会計がありました。</p> <p>〔関連語〕特別会計，企業会計，普通会計</p>
特別会計	<p>特別会計は、一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するために設置された会計をいいます。調布市では、5つの特別会計のほか、一般会計があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業特別会計 2 用地特別会計 3 下水道事業特別会計 4 介護保険事業特別会計 5 後期高齢者医療特別会計 <p>老人保健特別会計は、法律の規定により平成22年度で廃止</p>
普通会計	<p>各地方公共団体では、独自に特別会計を設置するなど、会計の範囲が異なります。そこで全国的に比較を行う統計処理のために、一定のルールで作る上げる仮想の会計で、一般会計と、一定の条件の下にある特別会計を合算し算出します。</p> <p>【調布市の普通会計】 1 一般会計 ・ 2 用地特別会計</p>
歳入予算	<p>一定期間における収入の見積もりを示すもので、性質に従って、款・項に区分されます。</p>

歳出予算	一定期間における支出の見積もりを示すもので、目的に従って、款・項に区分されます。
継続費	事業を実施する際に何年もかかる場合に、その事業費の総額とそれぞれの年度に必要な経費を予算で定めたものです。
債務負担行為	予算は、単一年度で完結するのが原則ですが、複数年で将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを債務負担行為といいます。 複数年にわたる大規模な施設整備や PFI 事業などにおいて、債務負担行為が設定されます。
繰越明許費	何らかの事由により、当該年度に支出が終わらない見込があるものについて、議会の議決を得て翌年度に限り使用できるようにする予算をいいます。
一時借入金	地方公共団体が、一会計年度内において支払準備金に不足が生じた場合に、その不足を補うために一時的に借り入れる資金をいいます。一時借入金の限度額は予算で定めることとされています。同じ借入金でも特定の事業に充当し、後年度に、長期に償還をする地方債とは異なります。 〔関連語〕地方債
款・項・目・節	予算を区分するときに使う名称のことをいい、「款」は最も大きな区分、次に「項」「目」「節」と続きます。 款と項二つの上位区分は議会で議決されるもので、各款及び各項の間では原則流用することはできません。歳出においては、款・項・目は目的別（土木費・民生費など）に分類され、節は性質別（委託料・扶助費など）に区分されます。
流用	年度途中において、緊急を要する支出が発生したが、その予算が足りない場合などに、補正予算を編成することなく、他の予算を減額して当該予算を増額することをいいます。 各款及び各項の間では、流用することはできず、原則的に補正予算で対応します。 ただし、各項目間においては、あらかじめ議会の議決を経て予算で定めておけば、流用が可能となります。
歳入（収入）	
市税	地方税法、条例により市民や市内の企業から徴収する税です。歳入総額のおよそ 5 割を占め、主要な収入源となっています。 税収入のうち用途が特定されていない普通税と、特定されている目的税があります。 【調布市の普通税】 1 市民税（個人・法人） 2 固定資産税 3 軽自動車税 4 市たばこ税 【調布市の目的税】 1 都市計画税

地方譲与税	<p>法によって国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されている税です。</p> <p>【調布市の地方譲与税】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車重量譲与税 2 地方揮発油譲与税 3 航空機燃料譲与税 4 森林環境譲与税
税連動交付金	<p>都が徴収した税の一部が交付されるものです。</p> <p>【調布市の税交付金】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利子割交付金 2 配当割交付金 3 株式等譲渡所得割交付金 4 地方消費税交付金 5 ゴルフ場利用税交付金 6 自動車取得税交付金 7 環境性能割交付金
地方特例交付金	<p>特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となるものです。平成 18 年度の税制改正による住宅借入金等特別税額控除や、平成 31 年度に創設される環境性能割交付金の軽減措置に伴い、地方公共団体に生じる減収を補填するために交付されます。</p>
交通安全対策特別交付金	<p>交通安全施設の設置等に充てるため、道路交通法により納付される交通反則金の一部が交付されるものです。</p>
分担金及び負担金	<p>市が特定の事業に要する経費に充てるために、その事業によって利益を受けるものに対し、その受益を限度として徴収するもので、保育園に入園している場合の費用の一部を負担する保育料などがあります。</p>
使用料及び手数料	<p>使用料は公共建築物などの利用の対価として徴収するもので、市営住宅家賃、各施設の使用料などがあります。手数料は市が特定の者に提供するサービスの対価として徴収するもので、住民票の写しや印鑑登録証明の発行手数料、一般廃棄物処理手数料などがあります。</p>
国庫支出金	<p>国が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるものです。</p> <p>法により国に負担する義務のある国庫負担金（生活保護費負担金など） 奨励的、財政援助的な国庫補助金（学校施設環境改善交付金など） 国が行うべき事務を地方公共団体へ委託する場合の国庫委託金（国勢調査委託金など）</p>
都支出金	<p>都が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で都が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により都負担金、都補助金、都委託金に分類されます。</p>
財産収入	<p>財産運用収入は市が所有する土地や建物を貸し付けることによる財産貸付収入と、基金の運用による収入である利子及び配当金があります。 財産売払収入は市が所有する土地や物品の売払いに伴う収入です。</p>

寄附金	市民などから受ける金銭による寄附です。用途を特定されない一般寄附金と用途が指定される指定寄附金があります。
繰入金	市の他会計や基金（貯金）からの繰入金で、主なものに特別会計における決算剰余金を一般会計に繰り入れる特別会計繰入金や、財政調整基金など各種基金の取崩しによる基金繰入金などがあります。
繰越金	市の決算剰余金（歳入決算から歳出決算を差し引き、そこから翌年度に繰り越すべき繰越明許費などの財源を控除したもの＝実質収支）を翌年度に繰り越して使用するものです。
諸収入	他に区分することができない収入を計上する科目で、市預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。
地方債 （市債・起債）	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金（市の借金）のことをいいます。世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
歳出（支出）	
目的別分類	予算の款・項の区分を基準とし、市の経費を行政の目的（議会・民生・土木・教育費など）によって分類するものです。
議会費	議会費は、市議会の活動、運営に要する経費のことをいいます。
総務費	総務費は、主に市役所や文化会館などの施設や職員の管理費・市税の徴収事務・住民台帳などの管理費・監査事務・選挙事務などに要する経費のことをいいます。
民生費	民生費は、主に生活保護・高齢者・障害者・保育園・児童館・学童クラブなど経費のほか、国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療特別会計への繰出金などに要する経費のことをいいます。 主に社会保障関係経費が含まれていることから、少子高齢化の進行や経済状況の変動によって、著しい増加傾向にあります。 調布市の歳出予算の約 5 割が民生費となっています。
衛生費	衛生費は、主に市民の健康診断などの保健衛生、駅周辺の都市美化やゆう水保全などの環境対策、家庭や事業所から排出されるゴミ処理などに要する経費のことをいいます。
労働費	労働費は、雇用推進、勤労者互助会などに要する経費のことをいいます。
農業費	農業費は、農業委員会の運営、農業振興などに要する経費のことをいいます。
商工費	商工費は、市内の商工業振興及び地域資源を活用した観光振興などの事業に要する経費です。
土木費	土木費は、主に道路・自転車駐車場・市営住宅・公遊園の整備や管理などのほか、市街地再開発事業などの中心市街地まちづくりなどの事業に要する経費のことをいいます。
消防費	消防費は、主に東京都に委託している消防事務費や地域防災対策などの事業に要する経費のことをいいます。
教育費	教育費は、小・中学校の学校教育、公民館・図書館などの生涯学習、スポーツ振興などの事業に要する経費のことをいいます。

公債費	公債費は、市債（市の借金）を返済する元利償還金と一時的な借入金に要する経費のことをいいます。
予備費	予備費は、緊急を要する場合などに、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費のことをいいます。ただし、議会が否決した使途に充てることは禁止されています。
性質別分類	予算の節の区分を基準とし、市の経費を性質（人件費、物件費など）によって分類するものです。
人件費	人件費は、市議会議員や市長等特別職の人件費のほか、市の職員の給与や退職金などの経費のことをいいます。
扶助費	扶助費は、社会保障制度の一環として生活保護・児童福祉・高齢福祉・障害福祉などの現金給付や物品の提供に要する経費のことをいいます。法令に基づいて支給する生活保護費などが代表的な事例で、性質別分類では義務的経費に属します。
物件費	物件費は、公共建築物の光熱水費や管理業務委託料などの消費的な経費のことをいいます。人件費・維持補修費・扶助費・補助費等などに分類されない消費的な経費をいい、施設管理やシステム開発などの委託料や会議室・土地の賃借料などが物件費に区分されます。
維持補修費	維持補修費は、市民が利用する公共建築物の機能を維持・保全するための補修工事などの支出のことをいいます。
補助費等	補助費等は、公益上必要である場合に支出する市民団体に対する補助金や東京都への消防事務費の委託金などの消費的な経費のことをいいます。人件費・維持補修費・扶助費・物件費などに分類されない消費的な経費をいい、講演会の講師謝礼や市税の過誤納還付金なども補助費等に区分されます。
積立金	基金（年度間調整の財源や各種特定の目的のための預金）に積み立てるための費用です。
投資及び出資金・貸付金	国の機構への出資金や、緊急援護資金などのことをいいます。
繰出金	各会計相互間において支出される経費をいいます。例としては、一般会計から国民健康保険事業特別会計などの事務費等へ充当するために繰り出すものや、各特別会計における決算剰余金を一般会計へ繰り出すものがあります。
普通建設事業費（投資的経費）	道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共建築物の新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいいます。また、そのうちで国の補助を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独事業といます。
経常的経費	歳出のうち、毎年恒常的に支出される経費をいい、主なものとしては、人件費、物件費、維持補修費などがあります。 〔関連語〕臨時的経費
臨時的経費	一時的な財政需要により支出する経費で、経常的経費に対応しています。代表的なものとしては、選挙に要する事務費や単年度限りの行事経費、普通建設事業費などのことをいいます。 〔関連語〕経常的経費

義務的経費	支出が義務付けられ、削減が極めて困難な経費で、人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。
投資的経費	支出の効果が資本形成に向けられ、学校や文化会館などの公共建築物のほか、道路や下水道など、将来の資産となる支出（資産形成につながる支出）のことをいいます。性質別分類では、普通建設事業費に区分されます。
その他参考	
会計年度	<p>会計年度は、収入・支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている期間のことをいいます。地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとされています。</p> <p>翌年3月31日までに確定している債権債務の所定の手続きを終了した現金の収入・支出を5月31日まで経理する期間として、出納整理期間が設けられています。</p>
決算	<p>一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。地方公共団体の決算は、会計年度の終了後において作成し、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。</p> <p>決算は、一会計年度の収入と支出の実績について作成される確定的な計算表のことをいいます。会計年度の終了後に作成される決算は、監査委員の審査を付して、議会の認定を経て確定することになります。5月31日の出納整理期間を終了して収支が確定した決算について、調布市では9月議会で決算内容の認定審査をしています。逆に、予算は一定期間における収入と支出の見積りのことをいいます。</p>
決算剰余金	<p>決算は、歳入（収入）予算を上回って収入した額や、歳出（支出）予算の不用となった額（未執行額）が生じるため、収入済額が支出済額を上回ることが通常です。この差額のことを決算剰余金といいます。この決算剰余金は、次年度の財政運営に活用される財源となります。また、年度内に終了しなかった事業の財源として活用を予定する額を除き、実質的な収支差を純剰余金といいます。繰越金</p>

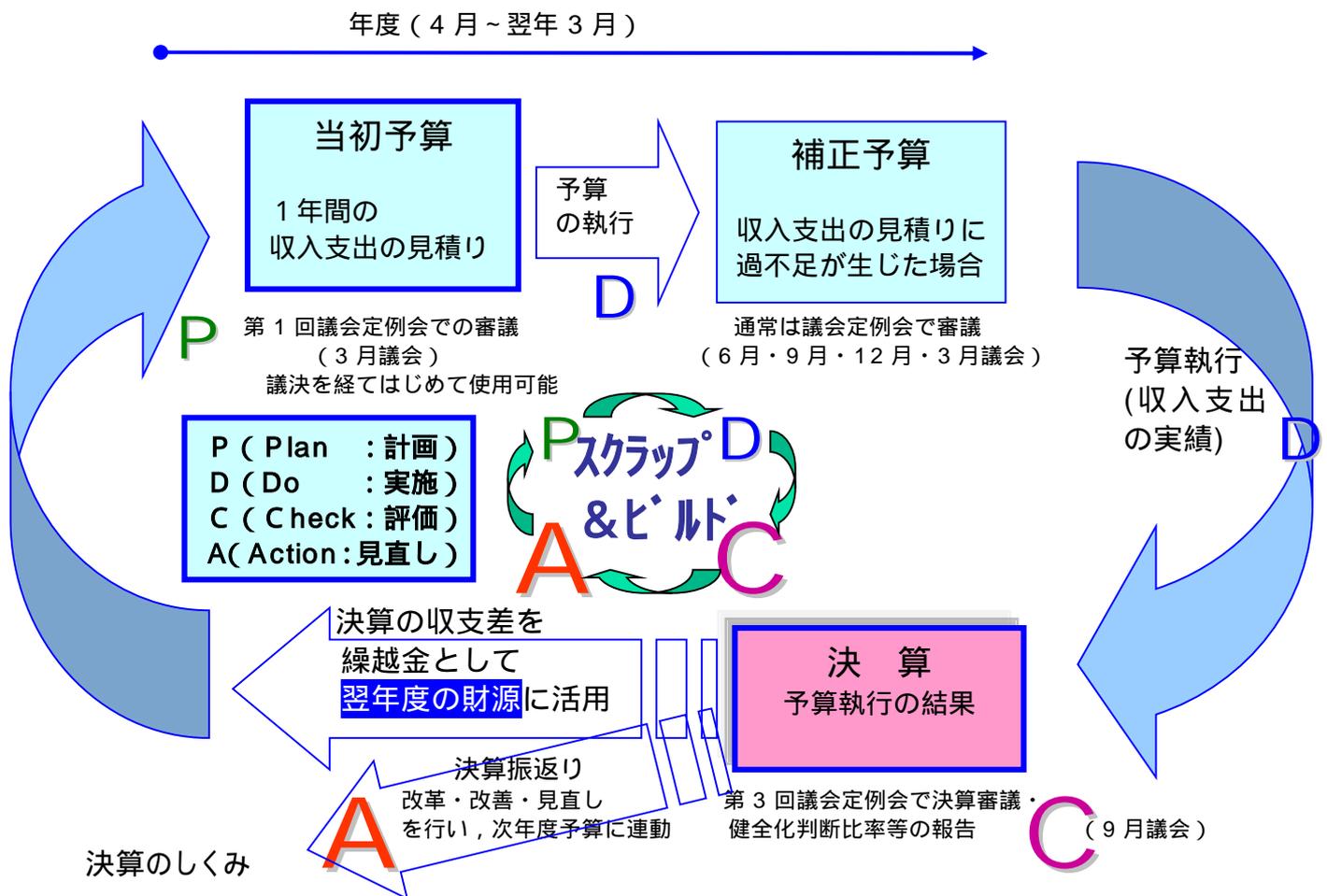
「予算と決算のしくみ」

調布市の予算と決算のしくみは？

予算のしくみ

地方公共団体の予算は、一定期間における収入と支出の見積りのことをいいます。この予算の内容としては、歳入歳出予算（収入支出の見積り）・継続費（複数年度にわたる大規模な施設等の事業費総額・年割額）・繰越明許費（年度をまたがる事業費）・債務負担行為（後年度の財政負担額等）・地方債（借入額の限度額等）・一時借入金（一時運用できる額）・歳出予算の流用（目的外の活用）に関する総括したものをいいます。

予算の編成権者である市長は、年度開始（年度は4月～翌年3月まで）の20日前までに当初予算を編成して、議会に提出しなければなりません。この当初予算の議案を議会で審議いただき、議決を経ることとなっています。この当初予算が予算編成時点での見通しによる予算であることから、年度の途中における経費や収入の増減が見込まれる場合があり、既定予算の金額の補正によって対応せざるを得ない場合に補正予算を編成します。



地方公共団体の決算は、一会計年度の収入と支出の実績について作成される確定的な計算表のことをいいます。会計年度が終了後に作成される決算は、監査委員の審査を付して、議会の認定を経て確定することになります。5月31日の出納整理期間を終了して収支が確定した決算について、調布市では9月議会で決算内容の認定審査をしています。

決算の収入と支出の差額（収支差）による余剰額は、翌年度に活用可能な財源となります。

この繰越金については、活用計画を策定し、効果・効率的な予算執行に努めるほか、基金（貯金）への積立て等につなげています。

代表的な財政用語の解説

財政用語には、一般では使われない用語や表現のほか、財政指標などが数多くあります。代表的な財政用語について、**50音順**で用語解説を加えていますので、ご活用ください。



(ア行)	
依存財源	<p>歳入のうち、国庫支出金や都支出金，地方債などのように国，都などの意思決定に基づいて収入される財源をいいます。〔関連語〕自主財源</p> <p>* 依存財源..... 地方譲与税，地方交付税，国庫支出金，都支出金，地方債</p> <p>* 自主財源..... 地方税，分担金及び負担金，使用料及び手数料，財産収入，寄附金，繰入金，繰越金，諸収入</p>
一時借入金	<p>地方公共団体が，一会計年度内において支払準備金に不足が生じた場合に，その不足を補うために一時的に借り入れる資金で，その限度額は予算で定めることとされています。同じ借入金でも特定の事業に充当し，後年度に，長期に償還をする地方債とは異なります。</p> <p>〔関連語〕地方債</p>
一般会計	<p>一般会計は，調布市を含む地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上する会計のことをいいます。国民健康保険事業などの特定の目的を經理する特別会計以外の全ての経費が一般会計に属し，調布市では，一般会計のほか，5つの特別会計（国民健康保険・用地・下水道・介護保険・後期高齢者医療）があります。</p> <p>平成22年度までは，老人保健特別会計（法律の規定によって平成22年度で廃止）を含む6つの特別会計がありました。</p> <p>〔関連語〕特別会計，企業会計，普通会計</p>
一般財源	<p>一般財源は，使途が特定されない収入のことをいい，どのような支出にも活用することができる収入です。市民の皆さんから納めていただく市税や国や東京都から納付される譲与税・交付金などのことをいいます。</p> <p>〔関連語〕特定財源</p>
縁故債	<p>地方債のうち，銀行や農協など，普段地方公共団体と取引関係にある金融機関から借入れる資金をいいます。</p> <p>〔関連語〕政府資金</p>
(カ行)	
会計年度	<p>地方公共団体の収入及び支出を区分整理して，その関係を明らかにするために設けられている一定の期間をいいます。普通地方公共団体の会計年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わるものとされています。</p>
企業会計	<p>地方公共団体が行う事業のうち，地方公営企業法に基づく病院事業や下水道事業，水道事業など独立採算を基本とする企業的経営を行う事業の会計のことをいいます。</p>

基金	基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するために設けられる資金または財産をいいます。
起債（地方債・市債）	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金（市の借金）のことをいいます。 市の借金世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
基準財政収入額	地方交付税のうち、普通交付税の算定に用いる標準的な税収入を基準財政収入額といい、市町村分にあつては、税収見込額の75%と各議与税収入見込額が算入されます。
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行う場合の財政的な需要額を算定したものをいいます。
義務的経費	歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費で、人件費、扶助費、公債費の三つをいいます。
繰上充用	会計年度の終了後、歳入が歳出に不足する場合に、翌年度の歳入を不足が生じた年度に繰り上げて不足額に充てることをいいます。
繰越明許費	歳出予算のうち、予算成立後の事由によって、その年度中に支出の終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越して使用することをいいます。繰越明許費は予算の内容として、議会の議決が必要です。
繰出金	各会計相互間において支出される経費をいいます。例としては、一般会計から国民健康保険会計などの事務費等へ充当するために繰り出すものや、各特別会計における決算剰余金を一般会計へ繰り出すものがあります。
形式収支	決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額を形式収支といいます。 〔関連語〕実質収支、実質単年度収支、単年度収支 * 形式収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額
経常一般財源	毎年恒常的に収入される財源のうち、用途が特定されない一般財源をいいます。具体的には、地方税のうちの普通税や、普通交付税などをいいます。
経常一般財源比率	標準財政規模に対する経常一般財源の割合をいいます。この比率が高いほど、経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることとなります。
経常収支比率	財政構造の弾力性を示す指標で、経常的な経費に充てた一般財源の、経常一般財源に対する割合のことをいいます。 * 経常収支比率(%) = 経常経費に充当される経常一般財源 ÷ 経常一般財源の額
経常的経費	歳出のうち、毎年恒常的に支出される経費をいい、主なものとしては、人件費、物件費、維持補修費などがあります。 〔関連語〕臨時的経費
継続費	特定の事業において、2か年以上にわたり支出すべき予算を定め、あらかじめ予算の内容として、その総額及び年割額について議決を経るもので、単年度予算の例外をなすものです。
決算	一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。地方公共団体の決算は、会計年度の終了後において作成し、監査委員の審査に付した後、議会

	<p>の認定を経ることで確定します。</p> <p>決算は、一会計年度の収入と支出の実績について作成される確定的な計算表のことをいいます。会計年度の終了後に作成される決算は、監査委員の審査を付して、議会の認定を経て確定することになります。5月31日の出納整理期間を終了して収支が確定した決算について、調布市では9月議会で決算内容の認定審査をしています。逆に、予算は一定期間における収入と支出の見積りのことをいいます。</p>
決算剰余金	<p>決算は、歳入（収入）予算を上回って収入した額や、歳出（支出）予算の不用となった額（未執行額）が生じるため、収入済額が支出済額を上回ることが通常です。この差額のことを決算剰余金といいます。</p> <p>この決算剰余金は、次年度の財政運営に活用される財源となります。また、年度内に終了しなかった事業の財源として活用を予定する額を除き、実質的な収支差を純剰余金といいます。 繰越金</p>
決算統計	<p>「地方財政状況調査」の通称で、総務省が毎年度実施している各地方公共団体の普通会計を基本に実施する決算分析調査のことをいいます。</p> <p>この調査によって算出される経常収支比率や人件費比率などの指標によって、類似団体や都内団体との比較を加え、財政構造の見直し等につなげます。</p>
減債基金	将来の地方債の償還及びその信用維持のために設置される基金をいいます。
減収補填債	地方税の収入が、普通交付税における標準税収入額を下回った場合、その減収を補うために借入れの同意がなされる特例の地方債をいいます。
減税補填債	住民税減税などによって市税収入が減収となることに対して、その減収を補うために借入れの同意がなされる特例の地方債をいいます。
公共事業	国や地方公共団体が行う工事や用地買収などのことをいいます。代表的なものとしては、道路や公園などの土木工事や、各種公共建築物（公営住宅や社会福祉施設）の整備などをいいます。
公債費	公債費は、市債（市の借金）を返済する元利償還金と一時的な借入金に要する経費のことをいいます。
公債費負担比率	公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、この率が高いほど財政の硬直性の高いことを示しています。一般的に、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされます。
骨格予算	予算は1年間の全ての歳入歳出を計上することが原則ですが、首長の選挙が予定され政策的な予算は選挙後に計上することとして、人件費などの義務的な経費等最小限度の予算を計上することを、骨格予算といいます。
（サ行）	
歳出	会計年度におけるいっさいの支出をいいます。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設置している基金で、経済事情の変動等で財源が不足する場合や、大規模な建設事業、災害などの財源として活用します。
財政力指数	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を、基準財政需要額で除した数値の過去3か年の平均値をいい、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数は1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
歳入	会計年度におけるいっさいの収入をいいます。

債務負担行為	<p>予算は、単一年度で完結するのが原則ですが、複数年で将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを債務負担行為とといいます。</p> <p>複数年にわたる大規模な施設整備や PFI 事業などにおいて、債務負担行為が設定されます。</p>
債務保証	<p>総務大臣が指定する法人が、金融機関等から資金を借り入れる場合に、地方公共団体がその債務の弁済を保証することをいいます。これは、債務負担行為の一種として予算で定める必要があります。</p>
暫定予算	<p>予算は、会計年度開始前に成立する必要がありますが、何らかの理由で成立しない場合に、一定期間分の必要最小限の予算について定める予算のことをいいます。</p>
事故繰越し	<p>歳出予算のうち、年度内に支出負担行為をしたもので、避けがたい事故のために年度内に支出を終わらないものについて、翌年度に支出することをいいます。</p>
市債（地方債・起債）	<p>地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金（市の借金）のことをいいます。</p> <p>世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。</p>
自主財源	<p>地方公共団体が自主的に収入しうる財源を自主財源といい、地方税、使用料、財産収入などがあります。〔関連語〕依存財源</p> <p>* 自主財源…… 地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入</p> <p>* 依存財源…… 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、地方債</p>
市場公募地方債	<p>地方公共団体が、起債市場において公募し、発行する地方債をいい、単に市場公募債ともいいます。</p>
実質収支	<p>決算において、歳入歳出差引額（形式収支）から、繰越事業に伴って繰り越すべき財源を控除した決算額をいいます。</p> <p>* 実質収支 = 形式収支 - 翌年度へ繰り越すべき財源</p>
実質収支比率	<p>標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。平成 20 年度決算から本格施行となっている地方財政健全化法に基づく健全化判断比率等のうち実質赤字比率の算定が赤字要素であるのに対し、実質収支比率は黒字要素での把握となります。</p> <p>* 実質収支比率（%）= 実質収支額 ÷ 標準財政規模（臨時財政対策債の発行可能額含む）</p>
実質単年度収支	<p>単年度収支には、基金への積立金や取崩しによる繰入金などの要素が含まれているため、これらの黒字や赤字に関わる特別な要素を取り除いた単年度収支を、実質単年度収支とといいます。</p> <p>* 実質単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩し額</p>
人件費	<p>人件費は、市議会議員や市長等特別職の人件費のほか、市の職員の給与や退職金などの経費のことをいいます。</p>

出納整理期間	会計年度末までに、確定した債権債務について、未収未払いの整理を行うための期間で、会計年度終了の翌日（４月１日）から、５月３１日までの２か月間をいいます。
性質別分類	地方公共団体の経費を、経済的性質で分類したものを性質別分類とといいます。 人件費、物件費、維持補修費、補助費等、普通建設事業費などに分けられ、それらの分類はさらに「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」の３つに分類されます。 〔関連語〕目的別分類
政府資金	地方債のうち、政府機関から借り入れる資金のことをいいます。代表的な資金としては、財政融資資金があります。
総計予算主義	地方公共団体の予算の原則のひとつで、歳入歳出は混交または相殺することなく、収入のすべてを歳入予算に、支払のすべてを歳出予算に計上することをいいます。
その他の経費	性質別分類のなかで、「義務的経費（人件費、扶助費、公債費）」、「投資的経費（普通建設事業費）」以外の経費のことをいいます。 施設管理費などの物件費、施設の維持保全などの維持補修費、各種団体への補助金をはじめとする補助費等、特別会計への繰出しなどの繰出金のことをいいます。
（タ行）	
単独事業	地方公共団体が行う事業のうち、国の補助を受けないものをいいます。 〔関連語〕補助事業
単年度収支	実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいいます。これは、実質収支中には前年度以前からの収支残が累積されているため、これを控除し、当該年度だけの収支を算出します。 * 単年度収支 = 当該年度の実質収支 - 前年度の実質収支
地方交付税	地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいいます。
地方債	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件に借り入れる資金（市の借金）のことをいいます。世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
地方債計画	毎年度、総務省が策定する地方債の年度計画で、事業別あるいは資金別の予定額を示した全体計画をいいます。
地方債現在高	地方公共団体が地方債を借入れした後、元金と利子を返済していきます。地方債の各年度末おける未償還（未返済）元金を地方債現在高とといいます。
地方財政	地方財政は、単一の国家財政とは異なり、都道府県、市町村など地方公共団体の財政を総称したもので、団体の規模、行政範囲・予算等は各団体によって大幅に異なります。
地方財政計画	内閣は、毎年度、翌年度の地方公共団体の歳入歳出の見込額に関する書類を作成し、国会に提出します。これを地方財政計画といい、国はその中で地方交付税により地方財源の保障を行っています。

地方譲与税	国税として徴収した税を地方公共団体に譲与するもので、「自動車重量譲与税」、「地方揮発油譲与税」、「航空機燃料譲与税」などがあります。
地方税	租税のうち、国が課税権の主体となるものが国税で、地方公共団体が課税権の主体であるものを地方税といいます。また、地方税のうち、市町村が課税するものを市町村税といい、主なものとしては、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、都市計画税などがあります。
地方特例交付金	特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となるものです。平成 18 年度の税制改正による住宅借入金等特別税額控除や、平成 31 年度に創設される環境性能割交付金の軽減措置に伴い、地方公共団体に生じる減収を補填するために交付されます。
超過負担	経費の負担について、国と地方の間でルールが定められているものについて、その負担割合以上に地方が負担している場合をいいます。その原因としては、国において十分な措置がされていない場合と、地方が国の基準以上に経費をかけている場合があります。
積立金	計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは、基金として管理されます。
通次繰越	継続費の毎年度の年割り額の執行残額を翌年度へ繰り越すことをいいます。
投資的経費	支出の効果が資本形成に向けられ、学校や文化会館などの公共建築物のほか、道路や下水道など、将来の資産となる支出（資産形成につながる支出）のことをいいます。性質別分類では、普通建設事業費に区分されます。
当初予算	年度開始前の 3 月議会の議決を経て定められる翌年度全体の基本的な予算をいいます。 一会計年度を通じて定められ、一年間の歳入歳出のすべてを計上することが原則となっています。〔関連語〕補正予算、暫定予算、骨格予算
道路関連財源	道路関連の財源で、市町村（政令市）にあっては、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、自動車取得税交付金などがあります。
特定財源	財源のうち、用途が特定されているものをいい、主なものとしては、国庫支出金、都支出金、地方債などがあります。〔関連語〕一般財源
特別会計	特別会計は、一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するために設置された会計をいいます。
特別交付税	地方交付税の総額のうち、94%は普通交付税として財政力に応じ各地方公共団体へ交付されますが、残りの 6%は特別交付税として、災害などの特別な事情に対して配分されています。 地方交付税とは、国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の一定割合の額を財源として、全国の地方公共団体がほぼ均等に行政水準を維持し、事務を遂行できるように一定の基準により国が交付する税のことをいいます。普通交付税と特別交付税の 2 種類に区分され、総額の 94%が普通交付税・6%が特別交付税の割合となっています。 調布市では昭和 58 年度から現在まで、全国でも数少ない普通交付税の不交付団体となっています。 〔関連語〕普通交付税

(ナ行)	
肉付予算	骨格予算に対して、政策的な経費や新規事業を補正予算にて加えることをいいます。 骨格予算：選挙等の事由によって、人件費等義務的な経費などの最小限の経費を計上した予算
(ハ行)	
バランスシート	貸借対照表の呼称で、一定の時点における財政状態を明らかにするために、資産、負債、資本を一覧表にした報告書をいいます。
標準財政規模	地方公共団体の一般財源における標準規模を示すもので、次の算式によって算定されます（市町村の場合）。 * 標準財政規模 = 基準財政収入額 - (所得割における税源移譲相当額の 25% + 地方消費税交付金増収分の 25% + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金) × 100 ÷ 75 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額
標準税収入額	普通税を標準税率で算定した収入見込額で、市町村分にあつては基準税額に 75 分の 100 を乗じて算出します。
扶助費	扶助費は、社会保障制度の一環として生活保護・児童福祉・高齢福祉・障害福祉などの現金給付や物品の提供に要する経費のことをいいます。法令に基づいて支給する生活保護費などが代表的な事例で、性質別分類では義務的経費に属します。
普通会計	各地方公共団体では、独自に特別会計を設置するなど、会計の範囲が異なります。そこで全国的に比較を行う統計処理のために、一定のルールで作り上げる仮定の会計で、一般会計と、一定の条件の下にある特別会計を合算し算出します。 【調布市の普通会計】 1 一般会計 ・ 2 用地特別会計
普通建設事業費	道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共建築物などの新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいいます。また、そのうちで国の補助を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独事業といいます。
普通交付税	地方交付税の総額のうち、94%は普通交付税として財政力に応じ各地方公共団体へ交付されますが、残りの6%は特別交付税として、災害などの特別な事情に対して配分されています。 地方交付税とは、国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の一定割合の額を財源として、全国の地方公共団体がほぼ均等に行政水準を維持し、事務を遂行できるように一定の基準により国が交付する税のことをいいます。普通交付税と特別交付税の2種類に区分され、総額の94%が普通交付税・6%が特別交付税の割合となっています。 調布市では昭和58年度から現在まで、全国でも数少ない普通交付税の不交付団体となっています。 〔関連語〕特別交付税
普通税	税のうち一般的な財政需要を賄うための税目で、特定の目的のために課税される目的税と区分されます。市町村税のうち普通税の主なものとしては、市

	町村民税，固定資産税，軽自動車税，市町村たばこ税，特別土地保有税などで，目的税の主なものとしては，事業所税，都市計画税などがあり，これらは，使途が定められています。
補助金	補助金には，国や都が予算などの定めにより特定の目的実現のために，市町村へ現金を給付する場合と，市町村が公益上の必要により，財政的支援として市民等へ現金を給付する場合があります。
補助事業	地方公共団体が行う事業のうち，国の補助を受けて行うものをいいます。 〔関連語〕単独事業
補正予算	当初予算策定後の事情によって，予算の追加や減額を行うことを補正予算といいます。年度途中における災害発生や法律の改正などに対応するため，年4回，定例会として開かれる市議会（6・9・12・3月）のほか，緊急の場合の臨時議会に提出され，議決を経て定められます。
（マ行）	
目的税	税のうち，特定の目的のために賦課するもので，市町村税では，事業所税，都市計画税などがあります。
目的別分類	地方公共団体の経費を，行政目的によって分類することで議会費，総務費，民生費，土木費などに分類しています。
（ヤ行）	
予算	一会計年度の歳入歳出予算の収入支出の見積りのことを予算といいます。地方公共団体の予算は歳入歳出予算，継続費，繰越明許費，債務負担行為，地方債，一時借入金などを定め，議会の議決により承認を得ます。 逆に，決算は一定期間における収入と支出の執行実績のことをいいます。 当初予算 前年度開始3月議会の議決を経て定められる翌年度全体の基本的な予算をいいます。 一会計年度を通じて定められ，一年間の歳入歳出のすべてを計上することが原則となっています。〔関連語〕補正予算，暫定予算，骨格予算 補正予算 当初予算策定後の事情によって，予算の追加や減額を行うことを補正予算といいます。年度途中における災害発生や法律の改正などに対応するため，年4回，定例会として開かれる市議会（6・9・12・3月）のほか，緊急の場合の臨時議会に提出され，議決を経て定められます。
予算繰越	予算繰越とは，予算の会計年度独立の例外として，経費を翌年度以降において執行することをいいます。種類としては，継続費の繰越繰越，繰越明許費，事故繰越の3つがあります。
（ラ行）	
ラスパイレス指数	地方公務員と国家公務員の平均給料月額を，国家公務員の職員構成を基準として，一般行政職における学歴別・経験年数別に比較し，国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を示した指数のことをいいます。
臨時財政対策債	地方公共団体の財源不足に対する財政対策としての借入金（地方債）のことをいいます。

	<p>地方交付税制度においては、従来、国が全額負担していた地方交付税のうち地方負担相当額を地方が地方債によって賄う場合に発行する特例的な地方債をいいます。</p> <p>(平成 13 年度から制度創設)</p>
臨時的経費	<p>一時的な財政需要により支出する経費で、経常的経費に対応しています。代表的なものとしては、選挙に要する事務費や単年度限りの行事経費、建設事業費などのことをいいます。</p> <p>〔関連語〕経常的経費</p>

地方財政健全化法

「地方財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）」は、平成 19 年 3 月の閣議決定後、同年 6 月に制定しました。

この地方財政健全化法では、「地方公共団体は、毎年度、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の 4 指標（健全化判断比率）を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、市民に公表しなければならない。」と規定しています。この背景として、北海道夕張市における財政破綻など、地方財政の悪化を早期改善（健全化）につなげることを目的としています。これにより、「財政状況の悪化が一定の基準を超過した場合には健全化又は再生計画を定めなければならない。」との義務付けがなされました。

この公表の対象となる 4 指標（健全化判断比率）とは、普通会計の収支に関する「実質赤字比率」・公営事業会計も合わせた「連結実質赤字比率」・公営企業債なども含め一般財源規模に対する公債費の割合を示す「実質公債費比率」・公社、第 3 セクターなども加えた実質的負債に関する「将来負担比率」のことをいいます。これら 4 指標については、毎年度の決算審査において、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、市民への公表が義務付けられています。

総務省では、平成 20 年度（2008）年度に全ての地方自治体に 4 種類の財政指標の公表を求め、そのうちいずれかの指標が基準を超えて悪化した場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。これに加え、公認会計士などによる外部監査が義務付けられることとなります。さらに財政状況の悪化が進行した場合には、第 2 段階として、財政再生団体へ移行し、国の管理下での再生計画を策定することとなります。

今回の「健全化判断比率」は、フロー指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率）だけでなく、ストック指標（将来負担比率）についても取り入れており、これまでの普通会計（主には一般会計）での財政指標に連結ベースでの財務状況を加えている点が特徴点と言えます。

調布市では、この地方財政健全化法の施行を踏まえ、経常収支比率等の従来の財政指標に加え、これまで以上に連結ベースでの財政構造の改善に取り組んでいきます。また、世代間負担の公平化と将来負担の在り方を検討しながら、債務残高の縮減とともに透明性の向上にも努めていきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律関連

(カ行)	
健全化判断比率等	<p>健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、毎年度の決算後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標及び公営企業にかかる資金不足比率とともに、各指標の算定において基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会報告することが義務付けられました。</p> <p>なお、健全化判断比率は、議会への報告後、公表しなければならないとされています。</p> <p style="text-align: center;">各資料の説明については別掲載</p>
(サ行)	
財政再生基準	<p>従来の地方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」を中心として組み立てられてきましたが、早期健全化の枠組（早期健全化基準）を設け、なお改善しない場合に再生の枠組（財政再生基準）に移行するという2段階の新たな手続きを構築するための基準です。</p> <p>各指標の財政再生基準は、実質赤字比率 20%・連結実質赤字比率 30%・実質公債費比率 35%の各健全化判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めることが義務化されました。</p>
資金不足比率	<p>公営企業会計ごとに算定するもので、一般会計での実質赤字に相当する資金不足額を、営業収益の額などから算定する事業規模で除して得た指標です。地方公共団体の全会計を通じた連結実質赤字比率の算定において、個別の会計ごとに公営企業会計の資金不足額を求め、算入するとともに、個別資金の不足比率を算定することとなります。</p> <p>調布市では下水道事業特別会計が該当し、黒字決算の場合は、マイナスとなり、表示は「-」となります。</p>
実質赤字比率	<p>地方公共団体の一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額がある場合に、その赤字額を地方公共団体の一般財源の標準規模を表わす標準財政規模の額で除して得た指標です。</p> <p>調布市では一般会計・用地特別会計（一般会計等といいます。）の実質収支額の合計額が黒字か赤字かを比率化するもので、黒字決算の場合はマイナスとなり、表示は「-」となります。</p> <p style="text-align: center;">黒字決算の場合は実質収支比率のマイナス表示となります。</p>
実質公債費比率	<p>実質公債費比率は、普通会計以外の公営企業会計や一部事務組合なども含めた義務的な公債費等が何にでも活用可能な財源（一般財源）に占める割合のことをいいます。公債費比率が普通会計単独であるのに対し、連結ベースでの公債費比率を算定することで、企業会計における連結決算の考え方の財政指標となります。 公債費比率</p> <p style="text-align: center;">この比率は3か年平均値で算出し、18%以上の場合は地方債の許可・25%以上は地方債制限団体となります。</p> <p style="text-align: center;">地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率（4指標）となりました。また、都市計画税収を特定財源として扱うことにな</p>

	っています。《再掲》
将来負担比率	<p>地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになる実質的な負債額を把握し、この将来負担額からその償還に充てることが可能な基金等の額を控除した上で、標準財政規模を基本とする額で除して得た指標です。</p> <p>一般会計等の地方債残高に加え、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額、退職手当支給予定額等の一般会計等の負担見込額、連結実質赤字額などが含まれることとされています。</p> <p>実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率がフロー指標で、当該年度における現金の流れを示したものであることに対し、将来負担比率は地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しを把握するために新たに導入されたストック指標となります。</p>
早期健全化基準	<p>従来の方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」を中心として組み立てられてきましたが、より早期に是正を図るための基準となるものです。</p> <p>各指標の早期健全化基準は、実質赤字比率 11.25%～15%・連結実質赤字比率 16.25%～20%・実質公債費比率 25%・将来負担比率 350%を基準とし、各健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めることが義務化されました。</p>
（タ行）	
退職手当負担見込額	<p>新たに導入された将来負担比率の算出において、一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額に加え、職員の退職給与引当金相当額についても負債の一部として将来負担額にカウントすることとなりました。</p> <p>連結ベースでの将来負担額を負債と資産のストック状況に義務的な将来負担額である退職手当負担見込額として算出し、負債額に加算します。</p>
（ラ行）	
連結赤字比率	<p>地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、地方公共団体全体の歳出に対する歳入の資金不足額がある場合に、その赤字額を、標準財政規模の額で除して得た指標です。</p> <p>調布市では実質赤字比率の対象となる一般会計等、国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療・下水道事業の実質収支額の合計額が黒字か赤字かを比率化するもので、黒字決算の場合はマイナスとなり、表示は「-」となります。</p>

登録番号
(刊行物番号)

2018 - 186

平成31年度市政経営の概要

発行日 平成31年2月発行

発行 調布市

編集 行政経営部(市役所5階)

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

政策企画課 042-481-7368

財政課 042-481-7304

行財政改革課 042-481-7362

印刷 庁内印刷

本書は、古紙配合の再生紙を使用しています。